

**平成 16 年度**

**三重県公益法人等年次報告**

**平成 16 年 9 月**

**三 重 県**

## 「三重県公益法人等年次報告」について

平成 16 年度三重県公益法人等年次報告は、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号。以下「条例」といいます。）第 51 条、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県規則第 57 号。以下「規則」といいます。）第 36 条並びに教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県教育委員会規則第 21 号。以下「教育委員会規則」といいます。）第 36 条に基づき取りまとめ、三重県公益法人等審議会の意見を聴いたうえで公表するものです。

条例第 51 条 知事等は、公益法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年 1 回、年次報告として取りまとめ、審議会の意見を聴いたうえで、これを公表しなければならない。

規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 知事が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 知事が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他知事が必要と認める事項

教育委員会規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他教育委員会が必要と認める事項

平成 16 年 9 月 30 日  
三重県知事 野呂 昭彦

## 目 次

第 1 章 公益法人制度の概要 .....	P 1
第 1 節 公益法人の定義 .....	P 1
第 2 節 公益法人に関する法制度 .....	P 1
第 3 節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組 .....	P 2
第 2 章 公益法人に関する最近の施策 .....	P 4
第 1 節 公益法人改革 .....	P 4
第 2 節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理 .....	P 7
第 3 節 公益法人会計基準の見直しについて .....	P 8
第 4 節 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等 .....	P 9
第 5 節 公務員制度改革大綱に基づく措置 .....	P 10
第 3 章 三重県における公益法人の現況 .....	P 11
第 1 節 基礎的事項 .....	P 11
1 公益法人数 .....	P 11
2 所管部局別法人数 .....	P 12
3 性格別法人数 .....	P 13
4 設立年代別法人数 .....	P 14
5 設立目的別法人数 .....	P 15
6 事業種類別法人数 .....	P 16
7 社員規模別法人数 .....	P 17
8 基本財産規模別法人数 .....	P 18
9 賛助会員規模別法人数 .....	P 19
第 2 節 個別的事項 .....	P 20
1 職員規模別法人数 .....	P 20
2 役員規模別法人数 .....	P 21
3 役員の年間報酬額 .....	P 24
4 国、県からの補助金等交付法人数 .....	P 24
第 4 章 三重県における公益法人の指導状況 .....	P 26
第 1 節 総括的事項 .....	P 26
1 設立指導及び解散指導 .....	P 26
2 立入検査実施状況 .....	P 27
第 2 節 個別的事項 .....	P 29
1 事業の実施状況 .....	P 29
2 所管不明法人の状況 .....	P 29

3	書類の備付状況	P 30
4	ホームページの開設状況	P 30
5	会議の運営状況	P 31
第3節	改善指示の状況	P 31
第5章	三重県における公益信託の現況	P 33
第1節	公益信託制度の概要	P 33
第2節	公益信託の現況	P 34

## 付属資料

### (第2章第1節公益法人制度の改革関連)

1	「行政改革大綱」(H12.12.1)	P 35
2	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(H14.3.29)	P 38
3	「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(H14.3.29)	P 43
4	「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(H15.6.27)	P 44
5	「議論の中間整理」(H16.3.31)	P 47

### (第3章三重県における公益法人の現況関連)

6	「公益法人・公益信託一覧表」	P 53
---	----------------	------

# 第1章 公益法人制度の概要

## 第1節 公益法人の定義

### 1 公益法人の定義

公益法人とは、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、主務官庁の許可を得ることが必要です。

### 2 社団法人と財団法人

社団法人は、一定の目的のもとに結合した人の結合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動する団体です。

財団法人は、一定の目的のもとに拠出され、結合している財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体です。

### 3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがあります。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、NPO法人（特定非営利活動促進法）等があります。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっています。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行されました。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等があります。

## 第2節 公益法人に関する法制度

### 1 公益法人制度の法的根拠

公益法人は、民法第 34 条に基づき設立されるものであり、民法第 1 編第 2 章〔法人〕においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれています。

## 2 三重県における条例等の整備

三重県においては、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現するために、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号）」（以下「条例」といいます。）が制定されています。

また、三重県公安委員会の所管に属する公益法人については、民法や条例の他に、「三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則」が制定されています。

## 第 3 節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組

### 1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられています。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び 10 省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁になります。

### 2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することができる旨民法に規定されています。この規定に基づき制定された「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成 4 年政令第 161 号）」により、地方支部局長への委任や都道府県知事等による事務処理が定められています。

### 3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」といいます。）等において、「所

管官庁」と称しています。

統一的な指導監督等の基準としては、「指導監督基準」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(以下「運用指針」といいます。)等があり、これらの基準等に沿った指導監督等が行われています。

#### 4 三重県における指導監督等を行うための仕組み

三重県においては、都道府県知事が所管官庁の場合は公益法人の目的とする事業を所管する知事部局各室が所管室となり、教育委員会が所管官庁の場合は教育委員会事務局予算経理室が所管室となります。また、公安委員会が所管官庁の場合は警察本部各課が所管課となります。

三重県における公益法人の指導監督体制は、知事部局においては公益法人を所管する各室が直接、指導監督を行っています。また、各部局に当該部局内の公益法人業務の総括及び検査を担当する室が置かれています(検査については、各担当室が実施している部局もあります。)。総務局法務・文書室は、各部局に対して総合調整を行っています。

教育委員会においては、教育委員会事務局予算経理室が教育委員会関係の公益法人を直接、指導監督を行うとともに、検査を実施しています。

なお、出資法人等、県と密接に関連する公益法人については、当該事業に関連する室と合同で検査を実施しています。

公安委員会においては、公益法人を所管する各課が直接、指導監督及び検査を行い、警務部警務課が総合調整を行っています。

## 第 2 章 公益法人に関する最近の施策

### 第 1 節 公益法人改革

#### 1 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

公益法人に対する行政の関与のあり方については、平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定された「行政改革大綱」(資料 1)において、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業、国から公益法人に対して交付される補助金・委託費等について厳しい見直しを行うこととされました。これを受け、政府部内で必要な検討・調整がされた結果、平成 14 年 3 月 29 日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(資料 2。以下「実施計画」といいます。)が閣議決定されました。同実施計画は、集中改革期間に位置付けられる平成 17 年度末までの間に取り組むべき内容が示されたものであり、各府省においては、同実施計画に基づく改革が着実に実行されているところです。

#### 2 公益法人制度の抜本的改革

##### (1) 公益法人制度の抜本的改革について

民間非営利活動の促進は、21 世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要です。この民間非営利活動を担う代表的主体として、公益法人は、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきているが、一方で、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来 100 余年にわたり抜本的な見直しが行われておらず、様々な批判及び指摘を受けるに至っています。

このため、政府においては、平成 14 年 3 月 29 日に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組について」(資料 3)を閣議決定し、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされました。

上記閣議決定を受けて、内閣官房は、関係各府省及び民間有識者の協力の下、改革の基本的枠組み等についての検討に着手しました。そして、平成 14 年 8 月 2 日に「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」を公表し、さらに、同年 11 月から、有識者からなる「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を行政改革担当大臣の下に開催し、意見の聴取が行なわれました。また、与党においても、公益法人制度の抜本的改革に向けた意見集約が図られ、平成 15 年 5 月 30 日、政府に対する申し入れが行われました。

このような検討過程を経て、政府は、平成 15 年 6 月 27 日に、公益法人制度の抜



本的改革の基本的枠組みやスケジュール等を明らかにした「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(資料 4。以下「基本方針」といいます。)が閣議決定されました。

## (2) 改革の具体化に向けた検討

基本方針においては、公益性の有無に関わらず準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら、公益性の客観的で明確な判断基準の法定化や独立した判断主体の在り方等を含め検討すること等の改革の基本的な方針が示されるとともに、「有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す」とされています。

これを受け、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、平成 15 年 8 月 1 日、内閣官房、総務省、法務省及び財務省の局長クラスを構成メンバーとする「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」が設置されました。

また、政府における検討の参考に資するため、平成 15 年 11 月から、行政改革担当大臣の下に、有識者からなる「公益法人制度改革に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)が開催されています。有識者会議の下には「非営利法人ワーキンググループ」が開催され、公益性の有無に関わらない新たな非営利法人制度についての専門的な検討が進められています。

有識者会議では、改革の意義、新たな非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みのあり方等、当面の論点について幅広い議論を行い、平成 16 年 3 月 31 日に、その後の具体的検討に資するため、それまでの議論を中間的に整理し、「議論の中間整理」(資料 5。以下「中間整理」といいます。)として公表されました。

この中間整理を踏まえ、有識者会議では、本年末までを目途に政府において更に基本的枠組みを具体化すると基本方針のスケジュールに沿って、具体的な検討を進めていくこととされています。

## (3) これまでの経緯

平 12 (2000) 年

12 月 「行政改革大綱」閣議決定

公益法人に対する行政の関与の在り方について改革を行う閣議決定がされました。

平 13 (2001) 年

- 4月 「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」公表  
この中で公益法人制度の抜本的改革の必要性が言及されました。
- 7月 「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」、「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」公表  
公益法人制度についての問題点が整理されました。

#### 平 14 ( 2002 ) 年

- 3月 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定  
各府省は責任をもって実施、内閣官房は、実施につき検討を要する事項の調整、総務省は、実施状況を調査、白書で公表することが決定されました。
- 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定  
政府として公益法人制度について関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うことが決定されました。
- 8月 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」公表  
有識者からのヒアリング等を踏まえて改革の論点が整理され、これを叩き台に広く意見が求められました。
- 11月 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会開催  
改革の内容につきさらに検討がされました。

#### 2003 ( 平 15 ) 年

- 6月 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定  
一般的な非営利法人制度として、今の財団・社団の公益法人制度にかえて、
- 登記だけで設立できる新しい非営利法人の制度を創設し、公益性がある法人は税制上の優遇措置が受けられる方向が出されました。

#### 2003 ( 平 15 ) 年

- 11月 公益法人制度改革に関する有識者会議、非営利法人W・G開催  
改革の意義、新たな非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みのあり方等、当面の論点について幅広い議論がなされています。

#### 2004 ( 平 16 ) 年

- 3月 公益法人制度改革に関する有識者会議による「議論の中間整理」公表  
今後の具体的検討に資するため、有識者会議での議論が中間的に整理され、公表されました。

### 3 三重県の取組

#### (1)「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」の制定

県出資法人その他の外郭団体の多くが民法に基づく公益法人であり、これらの公益法人に対しては、毎年多額の補助金等が県から交付されています。また、公益法人一般の問題としては、この数年来、休眠法人などが大きな問題となっています。さらには、公益法人等の監督等の事務は地方分権一括法により、平成 14 年 4 月からは自治事務となり、条例制定の可能性が拡大されました。このことから、公益法人の設立に係る許可手続き等、さらに近時、公益事業の実施方法として注目されている公益信託についての手続きを定め、これらの制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的として、条例が制定されました。

国においても、特殊法人や行政委託型公益法人の改革が取り組まれ、公益法人制度を抜本的に見直すことが検討されており、この条例は、現行法の枠内ですが、国に先駆けての公益法人改革を行おうとするものであります。

#### (2) 外郭団体改革

外郭団体（県出資率 25%以上の公益法人、株式会社などの団体及び県が筆頭出資者である公益法人など）の改革は、県議会行政改革調査特別委員会の審議を経ながら、団体の統廃合をはじめ、事業の縮小、県関与の見直し、情報公開制度の導入などを進めてきました。

平成 15 年 1 月には、基本財産の運用リスクの増大等に対応するための資金運用の基本指針や県の財政支援のあり方など外郭団体全体にわたるシステムの改革及び個別団体の改革を示した「三重県外郭団体改革方針」を策定し、外郭団体が、この方針に沿って、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高い行政サービスが提供されるよう、取り組んでいます。

さらに、議員提案による「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」が平成 14 年 10 月から施行され、県出資率 25%以上の公益法人等は、自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行うとともに、この評価結果について知事等が審査及び評価をし、議会への報告及び県ホームページで公表しています。

### 第 2 節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあります。

その対策として、休眠法人については、昭和 54 年に民法の一部改正が行われたほか、昭和 60 年には「休眠法人の整理に関する統一基準」等が策定され、現在、各所管官庁では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めています。

一方、所管不明法人については、平成 7 年度に、所管不明公益法人調査が実施された結果、全国で約 1,860 の所管不明法人が存在し、うち都道府県知事所管では約 470 法人の所管不明法人が存在することが明らかとなりました。これらについては、旧総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振られた各官庁で、処理が進められています。

平成 14 年 3 月、総務省からは、各所管官庁に対し、原則として、平成 14 年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について、処理作業を進めるための手順と目標期限を示した処理の促進についての通知が出されました。

三重県においては、22 法人が所管不明法人として存在していましたが、平成 16 年 6 月 1 日現在においては 2 法人となっており、今後も引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に積極的に取り組んでいきます。

### 第 3 節 公益法人会計基準の見直しについて

#### 1 定義

公益法人会計基準は、民法法人の会計について、そのよるべき一般的、標準的な基準を示したもので主務官庁は、この会計基準をすべての公益法人に適用するよう指導することを要請していますが、特別な公益法人や特別な事業については部分的に適用除外を認めています。

昭和 52 年 3 月公益法人監督事務連絡協議会の申し合わせにより設定され、昭和 53 年 4 月から実施されましたが、昭和 60 年 9 月公益法人指導監督連絡会議によって改正が行われ、昭和 62 年 4 月から新しい基準が実施されています。

#### 2 会計基準の見直し

公益法人会計基準については、前回改正から 19 年が経過し、この間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は大きく変化しています。また、企業会計、公会計及び非営利会計の分野においても会計基準の新設・改廃等が行われてきているところです。

こうした状況にかんがみ、平成 12 年 4 月から旧総理府（平成 13 年 1 月の省庁再編後は総務省）において、有識者からなる「公益法人会計基準検討会」を開催して、現行基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討が行われました。また、平成 12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」においても、公益法人会計

基準の改善策の検討を行うこととされました。同検討会は、平成 13 年 12 月、それまでの検討結果について「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」として公表し、国民からの意見募集を行いました。

これらを踏まえて、平成 14 年 3 月、公益法人会計基準の理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図るための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」が開催され、約 1 年をかけて検討が行われました。

平成 15 年 3 月、同検討会から「公益法人会計基準（案）」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」が取りまとめられ、公表されました。この報告書のポイントは、以下のとおりとなっています。

広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人のディスクロージャ（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性も分かりやすく表示

寄付者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、公益法人の受託責任を明確化

公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化

この会計基準（案）については、平成 15 年 6 月から総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」が開催され、適用のあり方、適用時期等について、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ、同委員会において検討が行われています。

#### 第 4 節 公益法人の指導監督及びディスクロージャの充実等

一部公益法人の不祥事により、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方等が厳しく問われている現状を踏まえ、政府は、厳正な指導監督を更に徹底するため、平成 13 年 2 月 9 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、各府省に公益法人指導監督官を置くなど指導監督の責任体制を確立する、立入検査について少なくとも 3 年に 1 回実施するなどの充実を図る、一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請等について所要の措置を講ずる等を内容とする「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せをしています。

また、公益法人のディスクロージャの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成 13 年 8 月 28 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャについて」の申合せを行った。現在、各府省は、本申合せに基づき、所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、「公益法人データベース」を同省のホームページ上に公開しています。

各都道府県に対しても、上記二つの申合せと同様の措置を講ずるよう要請されています。三重県での、指導監督の責任体制は、第 1 章第 3 節「公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組」で述べたとおりです。また、立入検査については、条例第 49 条第 4 項で 2 年に 1 回以上の割合で実施するよう努めることとされ、立入検査の指導内容等については年次報告により公表しています。さらに、所管公益法人の一覧表を三重県のホームページ上に公開しています。

#### 第 5 節 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成 13 年 12 月 25 日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ見直しを行うこととされています。

また、上記閣議決定を受け、平成 14 年 3 月 29 日には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、当該閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせています。

### 第3章 三重県における公益法人の現況

第3章「三重県における公益法人の現況」及び第5章「三重県における公益信託の現況」の基礎となった数値は、平成15年度公益法人概況調査（調査時点平成15年10月1日）によっています。

公益法人概況調査とは、公益法人の実態を把握するために総務省（大臣官房管理室）が各省庁に対して、昭和61年から実施しているものです。

なお、公益法人概況調査においては、共管法人は所管部局それぞれで計上することとなっているため、実数とは一致しません。

第3章における（ ）内の数値は、前年値です。

#### 第1節 基礎的事項

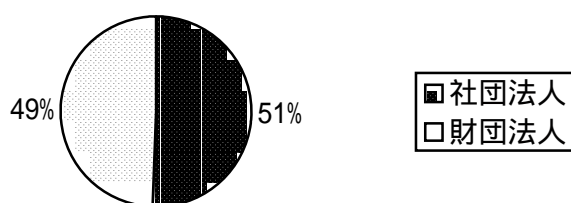
##### 1 公益法人数

図表1は本県における公益法人数と過去5年間の推移を示したものです。

本県における公益法人数は、減少傾向にあり、平成15年10月1日現在の公益法人は293（293）法人です。このうち社団法人数が148（145）法人、財団法人数が145（148）法人です。

なお、知事部局と教育委員会との共管は3（2）法人です。共管法人を除いた実数は290（291）法人で、社団法人が148（145）法人、財団法人数が142（146）法人です。

（図表1）過去5年間の公益法人数の推移及び割合



	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
法人数	309	301	295	293	293

公益法人の目的（事業）の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることとなります。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなります。

## 2 所管部局等別法人数

図表 2-1 は、本県における公益法人数を所管部局毎に示したものです。知事部局の所管は 207 法人、教育委員会の所管は 78 法人、公安委員会の所管は 8 法人です。

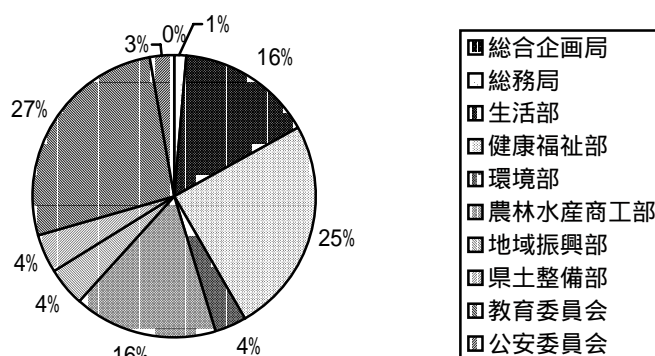
(図表 2-1) 所管部局別法人数及び割合

〔総計〕

	社団法人	財団法人	計
知事部局所管	122 ( 120 )	85 ( 87 )	207 ( 207 )
教育委員会所管	21 ( 20 )	57 ( 58 )	78 ( 78 )
公安委員会所管	5 ( 5 )	3 ( 3 )	8 ( 8 )
合 計	148 ( 145 )	145 ( 148 )	293 ( 293 )

〔知事部局別〕

	社団法人	財団法人	計
総合企画局	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
総務局	1 ( 1 )	3 ( 3 )	4 ( 4 )
生活部	27 ( 26 )	19 ( 21 )	46 ( 47 )
健康福祉部	45 ( 44 )	27 ( 26 )	72 ( 70 )
環境部	8 ( 8 )	3 ( 3 )	11 ( 11 )
農林水産商工部	28 ( 28 )	20 ( 21 )	48 ( 49 )
地域振興部	4 ( 4 )	9 ( 9 )	13 ( 13 )
県土整備部	9 ( 9 )	4 ( 4 )	13 ( 13 )
合 計	122 ( 120 )	85 ( 87 )	207 ( 207 )



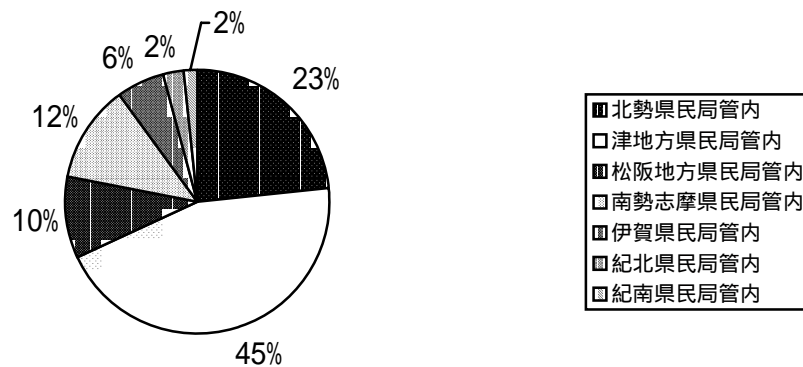


図表 2-2 は、本県における県民局管内別の公益法人数を示したものです。

公益法人が多い地域は、津地方県民局管内で 131 法人、少ない地域は紀南県民局管内で 5 法人です。

(図表 2-2) 県民局管内別法人数及び割合

	社団法人	財団法人	計
北勢県民局管内	30 ( 28 )	38 ( 38 )	68 ( 66 )
津地方県民局管内	68 ( 69 )	63 ( 65 )	131 ( 134 )
松阪地方県民局管内	19 ( 19 )	11 ( 12 )	30 ( 31 )
南勢志摩県民局管内	18 ( 17 )	17 ( 17 )	35 ( 34 )
伊賀県民局管内	9 ( 8 )	8 ( 8 )	17 ( 16 )
紀北県民局管内	2 ( 2 )	5 ( 5 )	7 ( 7 )
紀南県民局管内	2 ( 2 )	3 ( 3 )	5 ( 5 )
合 計	148 ( 145 )	145 ( 148 )	293 ( 293 )



### 3 性格別法人数

表 3 は、現在の公益性に関する基準から、各所管部局が所管法人を 本来の公益法人（その目的（事業）に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格をもっている法人） 互助・共済団体等（その目的（事業）が、公益（不特定多数の者の利益を図る）というよりは、共益（構成員相互の利益を図っている）と考えられる法人） 営利法人等転換候補（その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている法人） その他に分類したものです。

(表 3) 性格別法人数及び割合

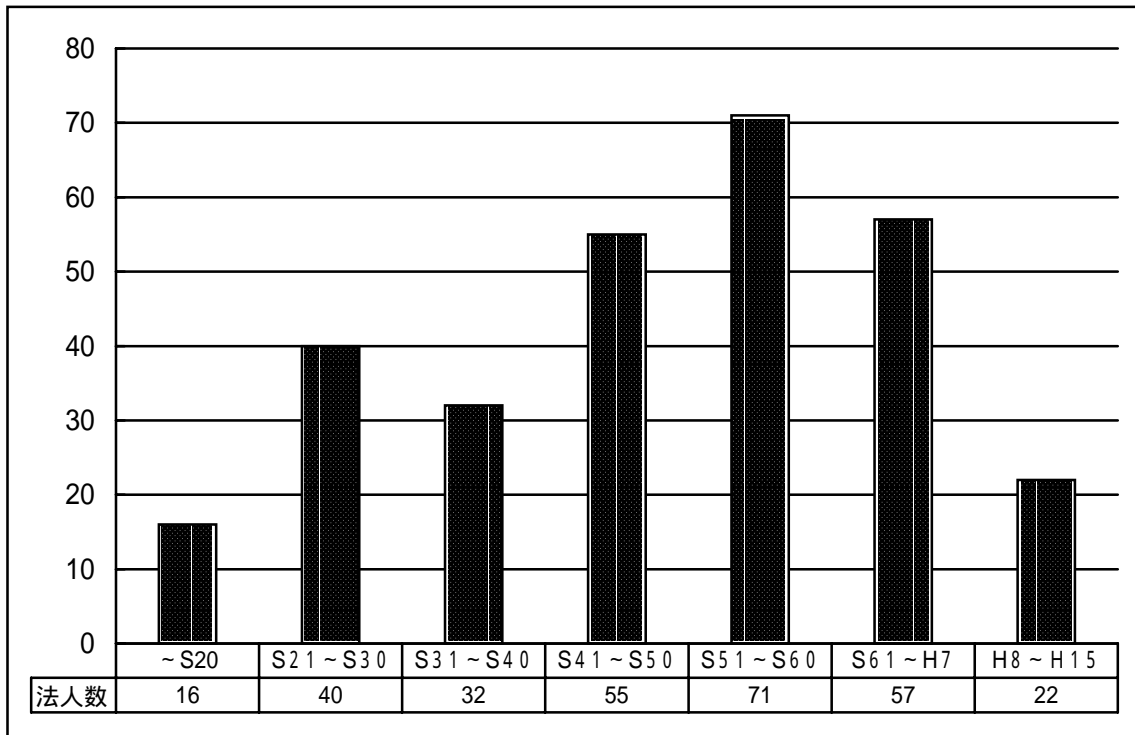
	本 来 の 公益法人	互助・共済 団 体 等	営利転換候補	その他	計
社団法人	121	27	0	0	148
財団法人	128	17	0	0	145
合計	249	44	0	0	293

#### 4 設立年代別法人数

図表 4 は、本県における設立年代別の法人数を示しています。現在活動している法人の約 7 割が昭和 41 年以降の設立となっています。

(図表 4) 設立年代別法人数及び割合

	~ S20	S21 ~ S30	S31 ~ S40	S41 ~ S50	S51 ~ S60	S61 ~ H7	H8 ~ H15
法人数	16	40	32	55	71	57	22



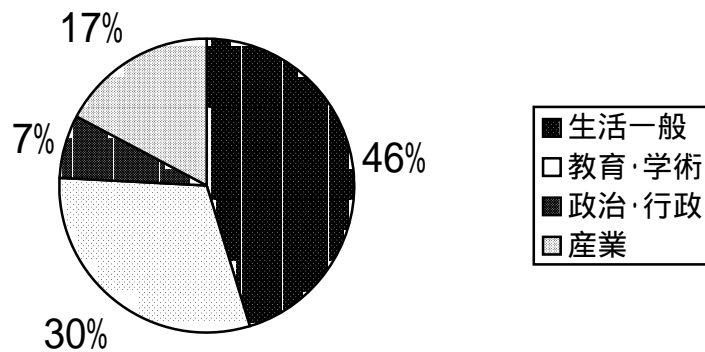
設立年ごとの法人数は、平成 15 年 10 月 1 日現在において活動中である法人を、設立を許可された年ごとに集計したもので、解散法人等は含まれないため、各年に設立を許可された法人数とは異なります。

## 5 設立目的別法人数

図表 5 は、本県における主たる設立目的別の公益法人数を示したものです。家庭生活、保健・衛生・医療、職業・労働等の「生活一般」が 46%を占め、教育、育英・奨学、学術・研究、文化・芸術等の「教育・学術」が 30%を占めています。

(図表 5) 設立目的別公益法人数及び割合

	生活一般	教育・学術	政治・行政	産業	延べ数
法人数	178	119	27	68	392



公益法人概況調査では、事業内容を 2 種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

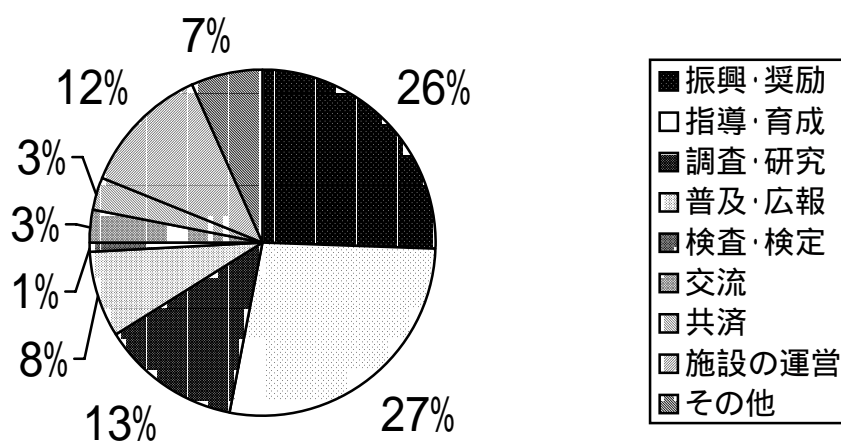
## 6 事業種類別法人数

図表6は設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものです。

振興、助成・給付、貸与、表彰等の「振興・奨励」と教育・訓練、相談、研修会・講習会等の「指導・育成」で53%を占めています。

(図表6) 事業種類別法人数及び割合

	振興・奨励	指導・育成	調査・研究	普及・広報	検査・検定	交流	共済	施設の運営	その他	延べ数
法人数	160	173	82	50	6	18	20	76	42	627



公益法人概況調査では、事業内容を4種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

## 7 社員規模別法人数

図表 7 は、本県における社団法人の民法上の社員を、個人社員と法人社員に分けて、規模別の法人数及び割合を示したものです。

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体を問いません。）のことで、通常、会費等を支払って總會等の法人運営に参加しています。

本県における社団法人の社員合計会員数は 99,762（95,884）人で、社員平均会員数は 674（661）人となっています。

図表 7 によると社員のうち個人社員では、1～99 会員の小規模法人が 63 法人と 4 割以上を占めています。一方、社員のうち団体社員では、約 6 割を占める社員数 0 の法人を除くと、1～99 団体の 45 法人が最も多くなっています。

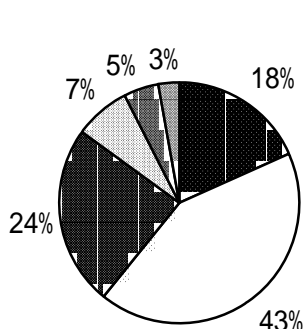
（図表 7）社員のうち個人社員及び団体社員の規模別法人数及び割合  
（社員のうち個人社員数）総数 91,838 人

	0 人	1～99 人	100～499 人	500～999 人	1000～4999 人	5000 人以上	計
社団法人数	27（26）	63（62）	36（39）	11（9）	7（5）	4（4）	148（145）

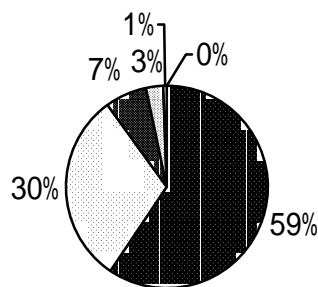
（社員のうち団体社員数）総数 7,924 団体

	0 団体	1～99 団体	100～499 団体	500～999 団体	1000～4999 団体	5000 団体以上	計
社団法人数	88（86）	45（43）	10（11）	4（3）	1（2）	0（0）	148（145）

（個人社員）



（団体社員）



0 人	1～99 人	100～499 人
500～999 人	1000～4999 人	5000 人～

0 団体	1～99 団体
100～499 団体	500～999 団体
1000～4999 団体	5000 団体～

社員が 0 人又は 0 団体の区分に属する法人は、多くが会員の対象（資格）を個人又は団体（企業等）に限定しているものと考えられ、基本的に個人社員 0 の法人は団体社員のみで、逆に団体社員 0 の法人は個人社員のみで構成され、残りの法人が個人、団体両方の社員から構成されていることとなります。

## 8 基本財産規模別法人数

図表 8 は、本県における財団法人の基本財産規模別法人数及びその割合を示したものです。

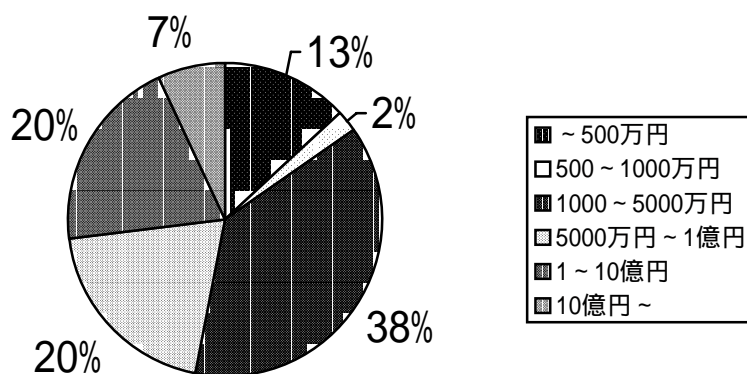
基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来この基本財産から生み出される運用益をもって公益活動を行うべき法人の中心となる財産で、一般的には、その取り崩し等には厳格な制限がかかっています。

本県における財団法人の基本財産の合計金額は、281 億 2 千 8 百万円（280 億 9 千 9 百万円）で基本財産の平均金額は、約 1 億 9 千 4 百万円（1 億 9 千万円）となっています。

図表 8 によると最も多い区分が 1 千万円以上 5 千万円未満の 55 法人で、基本財産規模の小さい 500 万円未満の法人が 19 法人となっています。

（図表 8）基本財産規模別財団法人数及び割合

	500 万円 未満	500 万円 以上 1000 万円未満	1000 万円 以上 5000 万円未満	5000 万円 以上 1 億円未満	1 億円以上 10 億円 未満	10 億円 以上	計
財団法人数	19	3	55	29	29	10	145



## 9 賛助会員規模別法人数

図表 9 は、本県における公益法人の賛助会員等の規模別の法人数及びその割合を示したものです。

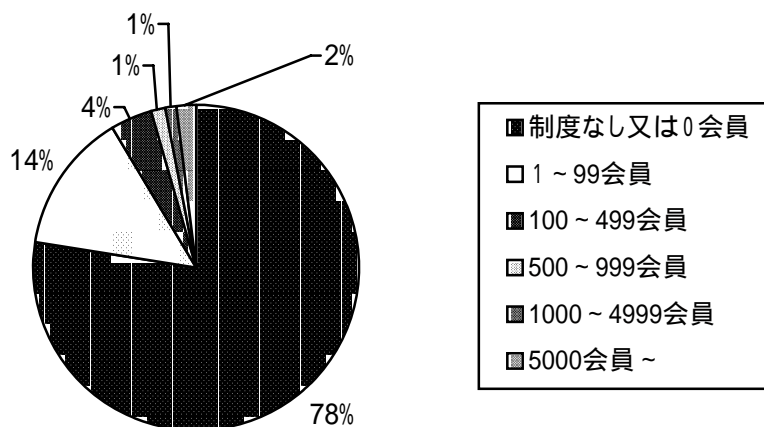
賛助会員等とは、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問いません。）をいいます。

本県における賛助会員等合計会員数は 84,675（84,073）人で、賛助会員等を有する法人内での平均会員数は 1,283（1,293）人となっています。

図表 9 によると全法人の約 78%が、賛助会員制度を有しないか、又は制度を有しているが、実際の賛助会員等がないものとなっています。

（図表 9）賛助会員規模別法人数及び割合

	制度なし 又は 0 会員	1～99 会員	100～499 会員	500～999 会員	1000～ 4999 会員	5000 会員 以上	計
法人数	227	41	12	4	3	6	293



## 第2節 個別的事項

### 1 職員規模別法人数

図表 10 の上欄は、本県における公益法人の職員の規模別の法人数及び割合を示したものであり、下欄は職員のうち最低でも週 3 日以上出勤しているものを常勤職員とし、その規模別の法人数を示したものです。

職員とは、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っています。

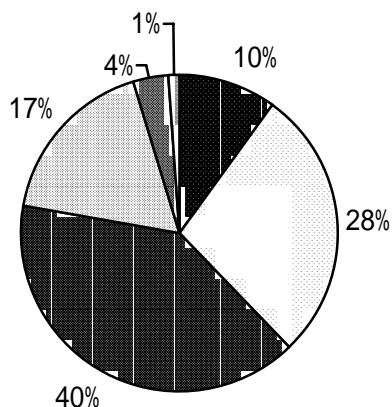
本県における職員合計人数は 2,977 (2,845) 人で、職員平均人数は 10.16 人です。また、常勤職員の合計人数は 2,450 (2,437) 人で常勤職員の平均人数は 8.36 人となっています。

図表 10 によると規模が 2~9 人の法人が最も多く、職員が 1 人の法人もかなりの割合を占めています。

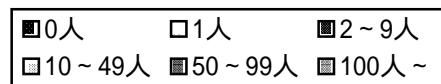
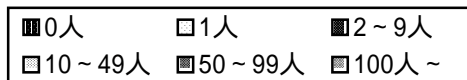
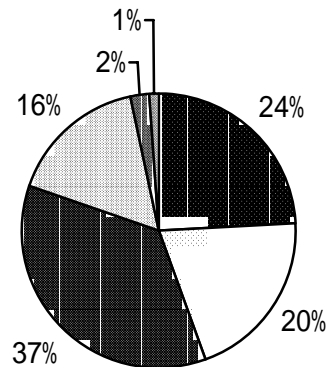
(図表 10) 職員規模別法人数及び割合

	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人~	計
法人数 (職員)	29 (31)	81 (76)	117 (122)	51 (50)	12 (11)	3 (3)	293 (293)
法人数 (常勤職員)	71 (69)	59 (57)	105 (108)	48 (48)	7 (9)	3 (2)	293 (293)

(職員規模別)



(常勤職員規模別)



職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれています。

設立母体の企業・団体からの出向・派遣により、法人とは雇用関係にない者が事務を行っている場合は、0人と扱っています。



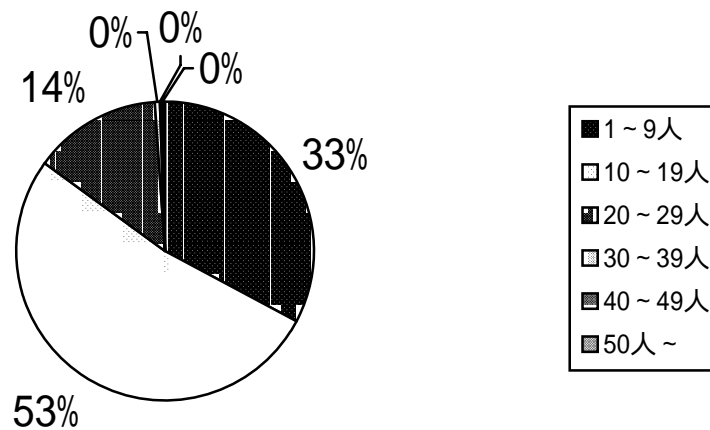
## 2 役員規模別法人数

図表 11-1 は、本県における理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っています。

本県における理事合計人数は 3,801 (3,875) 人で、理事平均人数は 12.97 人となっています。また、最低でも週 3 日以上勤務している常勤理事合計人数は 128 (134) 人で、常勤理事平均人数は 0.44 人となっています。

(図表 11-1) 理事規模別法人数及び割合

	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	96 (94)	153 (150)	45 (45)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	293 (293)



図表 11-2 は、本県における県庁出身（現職を含みます。）理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。

（図表 11-2）県庁出身理事の規模別法人数及び割合

	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	203（197）	88（94）	1（1）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	293（293）

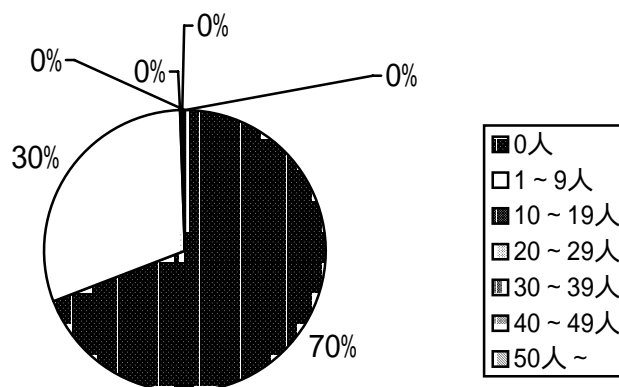


表 11-3 は、県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人数を示したものです。指導監督基準では、理事現在数に占める県庁出身者の割合を 3 分の 1 以下にするように求められており、本県は 6 法人で、前年から 1 法人増加しています。

なお、平成 16 年 4 月 1 日現在では、5 法人となっています。

（表 11-3）県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人

	単管	共管
社団法人	三重県植物防疫協会	
財団法人	三重県職員互助会 三重県友の会 三重県環境保全事業団 三重県漁業協同組合合併対策基金 三重県警察職員互助会	

表11-4は、本県における役員（理事、監事）及び評議員の公務員出身者の就任状況を示したものです。

公益法人において役員とは、理事及び監事をいいます。監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は任意設置とされていますが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されています。また、財団法人における評議員は、法人の重要事項について諮問を受けたり決定をしたりする役割を担っています。通常、評議員会を構成し、理事の選任、予算・決算の承認等を行います。指導監督基準では、財団法人には原則として評議員会を設け、評議員会において理事の選任及び予算、決算等の重要事項の諮問を行うことを求めています。

平成15年10月1日現在の理事全体数は3,801人で、うち常勤は128人です。また、監事全体数は653(654)人、評議員全体数は2,558(2,660)人となっています。

本県における県庁出身理事数は194人で前年から10人減っています。また県庁出身理事のいる法人数は90法人で前年から6法人減っています。

(表11-4) 役員（理事、監事）及び評議員の公務員等出身者の就任状況

(単位：上段は人数、下段は法人数)

	理事数	うち常勤理事数	監事数	評議員数
	法人数	法人数	法人数	法人数
公務員出身者	216 (225)	45 (49)	38 (34)	185 (187)
	96 (102)	36 (45)	32 (30)	41 (43)
うち県庁出身者	194 (204)	40 (42)	29 (27)	174 (178)
	90 (96)	32 (37)	24 (23)	39 (39)
うち現職県職員	99 (104)	4 (8)	17 (15)	121 (122)
	50 (52)	4 (7)	13 (11)	34 (32)
現職県議会議員	14 (14)	0 (0)	3 (3)	6 (9)
	11 (10)	0 (0)	2 (2)	2 (4)

### 3 役員の年間報酬額

表12-1は、有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(表12-1) 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	205 ( 200 )	39 ( 43 )	41 ( 44 )	8 ( 6 )	0 ( 0 )

表12-2は、県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。県庁出身常勤役員がいる法人は32法人で前年から5法人減っています。

(表12-2) 県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	3 ( 5 )	8 ( 10 )	17 ( 19 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )

### 4 国、県からの補助金等交付法人数

表13-1は、国、県からの補助金等が交付されている法人数を示したものです。本県の公益法人の20.1%が国又は県のどちらか一方から補助金等の交付を受けています。

(表13-1) 国、県からの補助金等交付法人数

	国からの 補助金等収入	県からの 補助金等収入	合 計
社団法人	5 ( 5 )	25 ( 32 )	30 ( 34 )
財団法人	6 ( 6 )	29 ( 36 )	29 ( 37 )
計	11 ( 11 )	54 ( 68 )	59 ( 71 )

合計欄は、国又は県どちらか一方から補助金等交付を受けている法人数

表13-2は、国からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億超の補助金等交付法人は、1法人です。その内訳は、5億円超が1法人となっています。

(表13-2) 国からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万超 1千万 未満	1千万超 5千万 未満	5千万超 1億未満	1億超 2億未満	2億超 3億未満	3億超 4億未満	4億超 5億未満	5億超
社団法人	4(4)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	2(1)	0(1)	2(3)	1(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	1(0)
計	6(5)	0(1)	3(4)	1(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	1(0)

表13-3は、県からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億円超の補助金等交付法人は、7法人です。その内訳は、5億円超が1法人、4億円超5億円未満が1法人、1億円超2億円未満が5法人となっています。

(表13-3) 県からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万超 1千万 未満	1千万超 5千万 未満	5千万超 1億未満	1億超 2億未満	2億超 3億未満	3億超 4億未満	4億超 5億未満	5億超
社団法人	15(20)	2(4)	7(6)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	6(9)	6(4)	6(7)	4(4)	5(9)	0(1)	0(1)	1(1)	1(0)
計	21(29)	8(8)	13(13)	5(6)	5(9)	0(1)	0(1)	1(1)	1(0)

## 第4章 三重県における公益法人の指導状況

### 第1節 総括的事項

#### 1 設立指導及び解散指導

表14-1は、本県において平成13年度、平成14年度、平成15年度に設立され、所管部局等から法人設立についての指導を行った公益法人を示したものです。

(表14-1) 過去3か年度の設立指導状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総合企画局			
総務局			
生活部		(社)鳥羽市シルバー人材センター (社)東員町文化協会 (社)中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンター (社)大安町シルバー人材センター	(社)伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター
健康福祉部			(社)伊賀薬剤師会
環境部			
農林水産商工部	(社)伊賀上野観光協会	(財)ほくせいふれあい財団	
地域振興部			(財)ベルファーム
県土整備部			
教育委員会	(財)諸戸会		(社)三重県レクリエーション協会
公安委員会			

の法人は、平成15年度公益法人概況調査の対象(平成14年10月2日から平成15年10月1日までの間に設立した法人)となっています。また、ここに掲げている他に、新たに財団法人三重キリスト教青年会が共管法人となり、また所管不明法人であった社団法人神津佐報徳社が教育委員会の所管となっています。

表14-2は、本県において平成13年度、平成14年度、平成15年度に解散し、所管部局等から法人解散についての指導を行った公益法人を示したものです。  
 (表14-2) 過去3か年度の解散指導状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総合企画局	(財)三重社会経済研究センター		
総務局			
生活部		(財)三重県厚生会 (財)三重県勤労総合福祉事業団	(社)三重県勤労者福祉施設協議会 (社)三重県青少年育成県民会議
健康福祉部		(財)田中公益財団 (財)恩賜財団三重懸同胞援助會 (財)呉竹会 (財)宇治山田市民生事業後援会	(社)日本社会福祉愛犬協会
環境部	(財)三重県森林土木技術センター		
農林水産商工部	(社)三重県家畜産物衛生指導協会 (社)三重県肉用子牛価格安定基金協会 (社)三重県子豚価格安定基金協会 (財)尾鷲市産業振興協会	(社)四日市遠洋漁業基地振興会 (財)三重県鯉鮪漁船海難救済基金協会 (財)安濃町農業公社	(財)三重産業振興センター (社)三重県工業用水協会
地域振興部		(財)御浜町開発公社	
県土整備部			(財)三重県調整池管理協会
教育委員会		(財)西来寺維持財団 (財)護法会 (財)神宮奉斎会鳥羽支部 (財)四日市レジャー施設協会	(財)三重県国際教育協会
公安委員会			

の法人は、平成15年度公益法人概況調査の対象(平成14年10月2日から平成15年10月1日までの間に解散した法人)となっています。

## 2 立入検査実施状況

表15-1は、本県において平成15年度に実施した、条例第49条に基づく公益法人毎の立入検査の実施状況です。また、表15-2は所管部局毎の立入検査の実施状況です。

所管部局の立入検査は、条例第49条第4項で2年に1回以上の割合で行うよう

に努めるとされており、所管部局毎の実情に応じそれぞれで実施しています。  
立入検査の検査基準等は、「公益法人検査要綱」等に基づき、所管部局毎の実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても所管部局がそれぞれで判断を行っています。

平成15年度に所管部局が立入検査を実施した公益法人数は123法人で、所管公益法人数全体（293法人）の42.0%となっています。また、平成14、15年度に219法人（所管公益法人全体の74.9%）に対し立入検査を実施しました。

（表15-1）公益法人毎の立入検査実施状況

	定期検査	臨時検査	設立検査	合計
社団法人数	62	0	1	63
財団法人数	58	0	2	60
計	120	0	3	123

（表15-2）各部局毎の立入検査実施状況

	所管公益法人数	平成15年度立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人数	平成15年度立入検査実施率（%）	平成14・15年度立入検査実施法人数	
					平成14・15年度立入検査実施率（%）	平成14・15年度立入検査実施率（%）
総合企画局	0	0	0	0.0	0	0.0
総務局	4	4	1	100.0	4	100.0
生活部	46	18	3	39.1	32	69.6
健康福祉部	72	24	22	33.3	43	59.7
環境部	11	6	0	54.5	11	100.0
農林水産商工部	48	21	19	43.8	40	83.3
地域振興部	13	7	0	53.8	10	76.9
県土整備部	13	9	6	69.2	13	100.0
知事部局計	207	89	51	43.0	153	73.9
教育委員会	78	26	22	33.3	58	74.4
公安委員会	8	8	2	100.0	8	100.0
合計	293	123	75	42.0	219	74.7

定期検査とは、各公益法人を対象として、おおむね2年度に1回の割りで実施される検査をいいます。

所管公益法人数は、平成15年10月1日現在。合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数です。

臨時検査とは、特別の必要が生じた場合に、関係法人を対象として臨時に実施される検査をいいます。

設立検査とは、新たに設立された公益法人（新たに知事の所管に属することとなった公益法人を含みます。）に対して実施される検査をいいます。



## 第2節 個別的事項

### 1 事業の実施状況

表16-1は、公益法人の活動状況を示したものです。「活発」が48.0%、「普通」が49.6%、「不活発」が2.4%となっています。

なお、活動状況の判断は、各部署がそれぞれの基準で行っています。

(表16-1) 公益法人の活動状況

	活発	普通	不活発	休止
社団法人数	40	21	2	0
財団法人数	19	40	1	0
計	59	61	3	0

表16-2は、公益法人の活動内容を示したものです。「目的の事業を行っている法人」が122法人、「目的の事業を行っていない法人」が1法人となっています。

(表16-2) 公益法人の活動内容

	目的の事業を行っている法人	目的の事業を行っていない法人	目的外事業を行っている法人
社団法人数	62	1	0
財団法人数	60	0	0
計	122	1	0

### 2 所管不明法人の状況

表17は、本県における所管不明法人の指導状況を示したものです。本県においては、22法人が所管不明法人として存在していましたが、平成16年6月1日現在においては2法人となっており、今後も所管不明法人の早急な処理について積極的に取り組んでいきます。

(表17) 所管不明法人の指導状況

	所管不明法人数	処理状況及び今後の処理予定等
健康福祉部	1	理事から自主解散を検討する旨の確認を得ている。今後も自主解散の方向で法人と調整していくが、困難ならば設立許可の取消しも視野に入れ指導していく。
農林水産商工部	1	法人の活動実態を登記、定款、収支決算報告書、役員名簿、総会開催により確認した。今後は法人存続の方向で処理していく。

### 3 書類の備付状況

表18は、書類の備付状況を示したものです。「書類の備付なし」では、履歴書、就任承諾書の備付なしが多く、「書類の備付あり」では、会議議事録、登記関係書類の整備不良が多い結果となっています。

(表18) 書類の備付状況

		備付あり		備付なし
		整理良好	整理不良	
書類の備付状況	1. 定款又は寄付行為	114	8	1
	2. 許認可等関係書類	106	13	4
	3. 登記関係書類	104	17	2
	4. 社員名簿	57	6	0
	5. 役員名簿	112	11	0
	就任承諾書	101	14	8
	履歴書	94	14	15
	6. 会議議事録	99	22	2
	7. 財産目録	116	6	1
	8. 資産台帳	112	6	5
	9. 出納簿	118	4	1
	証拠書類	117	5	1
10. 収支予算書	123	0	0	
11. 事業計画書	121	0	2	
12. 職員名簿	114	4	5	

### 4 ホームページの開設状況

表19は、公益法人のホームページの開設状況を示したものです。ホームページを開設している公益法人の割合は35.2% (14.3%) で、ほぼ全国平均35.6%と等しい状況となっています。

( )内の数値は、前年値です。

(表19) ホームページ開設法人数

	社団法人	財団法人	計
法人数	55 (23)	48 (19)	103 (42)

## 5 会議の運営状況

表20-1は、総会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が57.1%、「1回」が42.9%となっています。

(表20-1) 社員総会の開催状況

	開催法人		未開催法人	未開催法人名称 及び未開催の理由
	2回 以上	1回		
社団法人数	36	27	0	

表20-2は、理事会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が、85.4%、「1回」が14.6%となっています。

(表20-2) 理事会の開催状況

	開催法人		未開催法人	未開催の理由
	2回 以上	1回		
社団法人数	55	8	0	
財団法人数	50	10	0	
計 (123)	105	18	0	

## 第3節 改善指示の状況

表21-1は、公益法人別の改善指示の状況を示したものです。改善指示があった法人数は、立入検査を実施した法人の61.0%となっています。

(表21-1) 改善指示の状況

( )は改善指示件数

	定期検査		設立検査		合計	
	立入検査実 施法人数	改善指示をし た法人数	立入検査実 施法人数	改善指示をし た法人数	立入検査実 施法人数	改善指示をし た法人数
社団法人数	62	44 ( 81 )	1	0 ( 0 )	63	44 ( 81 )
財団法人数	58	31 ( 80 )	2	0 ( 0 )	60	31 ( 80 )
計	120	75 ( 161 )	3	0 ( 0 )	123	75 ( 161 )

平成15年度は、臨時検査を実施していません。

表21-2は、各部局別の改善指示状況を示したものです。

(表21-2) 各部局別の改善指示の状況

	平成15年度に 改善すべき点の あった法人数  ( )は改善指 示件数	法人運営面で 改善すべき点 のあった法人 数	事業の内容・ 実施等の面で 改善すべき点 のあった法人 数	財務・会計面 で改善すべき 点のあった法 人数	その他
総合企画局	0 ( 0 )				
総務局	1 ( 3 )	1	1	1	
生活部	3 ( 3 )	3			
健康福祉部	22 ( 56 )	15	1	18	
環境部	0 ( 0 )				
農林水産商工部	19 ( 32 )	17	5	10	
地域振興部	0 ( 0 )				
県土整備部	6 ( 9 )	5		4	
知事部局計	51 ( 103 )	41	7	33	
教育委員会	22 ( 56 )	19	3	8	
公安委員会	2 ( 2 )		1		1
合計	75 ( 161 )	60	11	41	1

【主な指摘、指導事項】

(法人運営面)

- ・備え付け義務のある書類を適正に保管し、備え付けるよう指導した。
- ・役員変更報告書等を期限内に提出するよう指導した。
- ・欠員専務理事は補充するか定款を変更するよう指導した。

(事業実施面)

- ・コストの削減、収益の増加に努めるよう指導した。
- ・公益事業の拡大を検討するよう指導した。
- ・協会未加入業者の加入促進に努めるよう指導した。

(財務・会計面)

- ・公益法人会計基準の導入を図り、適正に処理するよう指導した。
- ・会計書類の整備をするよう指導した。
- ・ペイオフ対策を検討するよう指導した。

## 第5章 三重県における公益信託の現況

### 第1節 公益信託制度の概要

#### 1 公益信託の定義

公益信託とは、信託法（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度です。

#### 2 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自立的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なります。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能です。

#### 3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立します。

公益信託は、主務官庁の監督に属し、受託者は、信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理、処分して公益事業を営みます。信託財産は、受託者に移転されますが、受託者の固有財産とは区別されます。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失を補填しなければなりません。

#### 4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準に則った指導監督等が行われています。

#### 5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置があります。

## 第2節 公益信託の現況

### 1 公益信託の数及び信託財産

表22は、本県における平成15年10月1日現在の信託数及び信託財産の状況を示したものです。

( )内の数値は、前年値です。

(表22) 信託数及び信託財産の状況

信託数	信託財産規模別信託数				信託財産合計 金額 (千円)	信託財産平均 金額 (千円)
	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上		
4	2	2	0	0	61,498	15,375
(4)	(2)	(2)	(0)	(0)	(63,702)	(15,926)

### 2 信託目的別信託数

信託目的別では、奨学金支給(2)、教育振興(1)、その他(1)となっています。

### 3 授益行為の状況

表23は授益行為の状況を示したものです。

( )内の数値は、前年値です。

(表23) 平成14年度の授益行為の状況

(単位：千円)

授益行為状況							
個人		任意団体		法人		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
212	54,049	119	14,757	5	1,040	336	69,856
(202)	(52,529)	(120)	(14,520)	(0)	(0)	(322)	(67,049)

平成12年12月1日  
閣議決定

## 行政改革大綱（抜粋）

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、1) 新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、2) 国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、3) 行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、4) 行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を目指し、今後、平成17年（2005年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、1) 新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、2) 国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、3) 行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、4) その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

### I 行政の組織・制度の抜本改革

(1～4 略)

### 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成8年9月20日閣議決定）の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討



を行う。

- iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、  
所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

(以下略)

平成14年3月29日  
閣 議 決 定

## 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

### I 委託等に係る事務・事業の改革

#### 1 検査・検定等

##### (1) 基本的考え方

- ① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。
- ② 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

##### (2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。（別表1 省略）

## 2 資格付与等

### (1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

### (2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。（別表2 省略）

## 3 登録その他の事務・事業

### (1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

### (2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。（別表3 省略）

## 推薦等に係る事務・事業の改革

## 1 技能審査等

### (1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

### (2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。（別表4 省略）

## 2 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

### (1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、1(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

### (2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。（別表5 省略）

## 補助金等の見直し

### 1 第三者分配型補助金等

#### (1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由があると認められる補助金等については、その理由を公表する。

#### (2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。（別表6 省略）

### 2 補助金依存型公益法人

#### (1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依

存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

- (2) 具体的措置内容  
別表7のとおりとする。（別表7 省略）

### 3 役員報酬に対する助成

- (1) 基本的考え方  
公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。
- (2) 具体的措置内容  
別表8のとおりとする。（別表8 省略）

#### 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(以下「透明化・合理化ルール」という。)を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

#### 改革の実施に向けて

- 1 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成15年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の整理・合理化を図ることとする。
- 2 公益法人が行っている事務・事業の国又は独立行政法人への移管を行う場合には、既存体制の合理的再編成により対処することを基本とする。また、今後、独立行政法人による実施につき引き続き検討することとされているものについても、以下の点に十分留意することとする。
  - (1) 移管する事務・事業が、公共上の観点から国の強い関与が不可欠であり、民間に委ねると効率的かつ確実な実施が見込めないこと

- (2) 原則として既存の独立行政法人を活用するとともに、国、特殊法人、独立行政法人、公益法人等が行う関連の事務・事業を、府省の枠にとらわれることなく統合・合理化すること
  - (3) 移管後の独立行政法人の事務・事業、組織の合理化・効率化を徹底し、財政負担の軽減を実現すること
- 3 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。
- 4 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。内閣官房は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

平成 14 年 3 月 29 日  
閣 議 決 定

### 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第 34 条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

平成 15 年 6 月 27 日  
閣 議 決 定

## 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

### 1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21 世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第 34 条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、100 余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に 21 世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展



を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

## 2 新たな非営利法人

### (1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

### (2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方

ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等

を含め検討する。

## 3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

## 4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

## 5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

## 議論の中間整理

平成16年3月31日  
公益法人制度改革に  
関する有識者会議

当会議は、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、改革についての具体的な提案を行うため、行政改革担当大臣の下、昨年11月28日の初会合以来、本年3月末まで計9回にわたり開催し、議論を重ねてきた。また、当会議の下に、新たな非営利法人制度のあり方について専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを設け、7回の会合を開催した。

本中間整理は、「基本方針」において、新たな制度の検討状況を適時に公表し、広く国民の理解を得つつ、改革を推進することとされていることを踏まえ、3月までの審議において当面の論点について幅広い議論を行ったことから、今後の具体的な検討に資するため、これまでの当会議における議論を中間的に整理したものである。今後、当会議では、本中間整理についての国民一般の意見も参考にしつつ、議論を集約していきたい。

### 1. 改革の意義

#### (1) 基本認識

我が国では、個人の価値観や社会のニーズが多様化し、地域を基盤としたコミュニティの機能向上が求められる中、阪神・淡路大震災等を契機に、民間非営利活動に対する関心が高まり、個人として、自ら社会の構築に参加し、自発的に活動していこうとする傾向が見られる。

民間非営利活動は、多様な価値観の下、個人が、そのライフスタイルに応じ、多様な幅広い活動に主体的に参加することを通じて、自己実現を図る機会を提供するものであり、これを促進することは、高齢社会を迎えている我が国の社会を活性化する観点からも有意義である。

また、政府や市場だけでは様々な社会のニーズへの対処が困難な時代となりつつあり、21世紀の我が国社会・経済システムにおいては、個人や法人の自由で自発的な活動に根差す民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活

動領域を担っていくことが期待される。その際、民間非営利部門による公益的活動が果たす役割は極めて重要である。

このように今後の我が国社会の中で重要性を増すと見込まれる民間非営利部門にあって、その代表的な主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきた公益法人については、その制度のあり方との関係で、主務官庁の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でなく、事業分野毎の主務官庁による指導監督が煩雑、情報開示(ディスクロージャー)が不十分、公益性の判断基準が不明確、公益性を失った法人が公益法人として存続し続ける、ガバナンス(法人の管理運営のあり方)に問題があるといった指摘があり、何が公益であるかを主務官庁が自由裁量によって判断するという考え方を見直し、こうした指摘に適切に対処すべく改革に取り組み、具体的方策を講ずる必要がある。

## (2) 基本的検討方針

改革の基本的な枠組みを具体化するに当たっては、上記のような基本認識の下、以下の方向を基本としつつ、検討を進めることとする。

21世紀の我が国社会において、民間非営利部門は重要な役割を果たし得るとの認識の下、営利(剰余金の分配)を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じて、人々の自由活発な活動を促進し、一層活力ある社会の実現に資するため、新たな非営利法人制度を創設する。

この新たな非営利法人制度の下における、公益性を有する場合の取扱いについては、主務官庁制の抜本の見直しが必要との考え方の下、(a)法人設立の簡便性、(b)法人の自律性、(c)情報開示による透明性、(d)公益性判断の客観性、(e)法人格の取得と公益性の判断を分離、(f)ガバナンスを強化し、公益性を有するに相応しいしっかりした規律の確保といった視点を踏まえ、今後の我が国社会において民間非営利部門による公益活動が果たす役割の重要性を見据えつつ、真に時代の要請に応え得るものとして、公益法人制度を改革する。

## 2. 新たな非営利法人制度

新たな非営利法人制度については、「基本方針」に基づき、法人格の取得と公益性の判断が一体となった公益法人制度を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得できる非営利法人制度を創設することとし、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、そのあり方を検討することとする。

この一般的な非営利法人制度の骨格及び検討課題は、別紙のとおりであるが、その要点は、(1)、(2)のとおりである。

#### (1) 社団形態の非営利法人制度

まず、非営利(剰余金を社員に分配することを目的としない)法人を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するという基本理念の下、その行い得る事業については、格別の制限をせず、公益活動を含め、社員に共通する利益を図ることを目的とする活動やその他の活動など幅広い活動ができることとする。

次に、営利法人制度との区別を明確化するため、社団形態の非営利法人(以下「非営利社団法人」という。)の社員の権利・義務の内容として、出資義務を負わない、利益(剰余金)分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないこととする(もっとも、定款で定めれば社員が出資する(財産の拠出をする)法人を設立することも可能であり、その場合の出資の意味については、上記の非営利性の原則に抵触しないように、さらにそのあり方について検討する。)

また、法人の自律を基調とした設立、社員、管理、定款の変更、解散、清算及び合併等の組織、運営に関する所要の規定を置くこととする(解散後の残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めることとし、その結果、残余財産を社員に帰属させることも妨げないこととする。)

さらに、外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否等について、引き続き検討を進める。

なお、非営利社団法人制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、さらに検討する。

#### (2) 財団形態の非営利法人制度

財団形態の非営利法人制度に特有な検討課題である、公益性を要件としない財団法人制度の創設の適否、基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等の要件については、引き続き検討する。

### 3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

#### (1) 主な視点

新たな非営利法人制度の下で、公益性を有する場合を他と区別して取り扱う際の考え方については、今後の社会において非営利法人による公益的活動が果たす役割とその促進は一層重要との認識の下、次のような視点を踏まえる必要がある。

国等の機関が、公益性を有する非営利法人について特別の取扱いを行うことについて、(a)公益性を有するに相応しい規律のしっかりした法人の受け皿となる仕組みを用意することにより、市場経済では供給が困難な財・サービスが安定的に提供されるという点や、(b)私人による寄附やボランティアといった活動は重要との認識の下、このような仕組みが、そうした私人の善意

の受け皿となることを通じて、私人の公益的活動が促進されるという点についての意義。

現行の公益法人制度に係る主な法律上の効果として、(a)主務官庁の許可に基づく、公益性・非営利性の認定を前提にした法人格の付与、(b)名称の使用制限、(c)税制上の取扱い等が挙げられるが、新たな非営利法人制度の下で、公益性に係る特別の取扱いの効果について、(a)税制上の措置、(b)法人のガバナンスの強化、(c)社会的信用の向上等の視点を踏まえ、具体的にどのようなものを考えるか。

## (2) 基本的考え方

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の視点を踏まえれば、主に以下のような2つの考え方に基づき、異なる種類の仕組みが考えられる。

[考え方A - 公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]

公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みが必要との考え方に基づき、その仕組みを民法や新たな非営利法人法など税法以外の法律で規定する考え方。

[考え方B - 税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]

税制上の効果の重要性に鑑み、公益性に係る特別の取扱いは税制上の観点から行う考え方。

なお、考え方Aを中心に検討を進めてはどうかとの意見が多かった。また、国等の機関が公益性の判断を行わず、民間機関が行うこととする考え方についても議論したが、公益性に着目して特別の法的取扱いを国等から受けることとする場合、公益性判断を民間機関に委ねてしまうことは必ずしも適当ではないのではないかとの意見があった。

考え方Aに基づく判断主体としては、主務官庁制の縦割りの弊害を避ける観点から、公益性を統一的な組織で判断することが適当であり、中立で第三者的な、又は、単一の公的機関を念頭に置きつつ、そのあり方について、さらに検討が必要である。また、考え方Bに基づく判断主体としては課税庁が考えられるが、最終的には、税制の観点から検討されるべき課題である。

## (3) 今後の検討課題

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の2つの考え方を基に、以下のような、公益性の考え方や、公益性の判断主体、判断要件及び適正運営確保のあり方のほか、公益性に着目した特別の取扱いの効果等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討を進める必要がある。

### 公益性の考え方

公益性の考え方については、利他や社会貢献の視点の重要性を念頭に置きつつ、公益性を有する非営利法人の目的について、不特定多数人の利益を図ることをどの程度厳格に求めるか、また、不特定少数人の利益に

についてはどのように位置付けるかなどといった点を含め、引き続き議論を深める。

#### 判断主体のあり方

判断主体のあり方については、上記(2)の基本的考え方を基に、公益性の有無を的確に判断するための一定の体制(組織・人員等)の必要性和、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める。その際、判断主体の体制の検討に当たっては、民間の考えを適切に反映する視点の必要性についても議論を深める。また、地方における判断主体のあり方についても、引き続き検討する。併せて、公益性判断に伴う不服申立てなど、不利益救済のあり方についても検討を進める。

#### 判断要件のあり方

判断要件のあり方については、(a)客観的で明確なものとし、判断に当たっての裁量の余地を出来るだけ少なくすべき、(b)時代の変化に応じて適切に見直し得る必要、(c)要件の法定化のあり方、(d)法人を目的、事業及び規律の面から捉えた上で、 )公益性を有すると判断する際の要件と、 )その公益性が維持・確保されるための要件に分けることが可能、(e)形式要件に加え、いずれかの段階で実績要件が必要、といった視点を踏まえる必要がある。

その上で、具体的な要件については、公益性に着目した特別の取扱いの効果の念頭に置きつつ、現行の民法及び公益法人に係る指導監督基準やNPO法人制度等の関連規定のほか、公益法人等の実態を踏まえ、数値的基準の要否も含め、さらに検討を進める。

その際、当初の要件として、事業計画や予算上の裏付けについて、どの程度のものを要求するかについてさらに議論を深め、公益性の判断が出来るだけ早期に行われるなど申請者の視点に留意した手続きのあり方についても検討する。また、事業などの活動実績を求める場合には、どの段階でこれを求めるべきか、について議論する。法人や事業の規模に配慮した要件や、地方における公益性判断の仕組みに応じた要件の要否についても検討する。なお、公益性を有する法人の解散後の残余財産の帰属については、社員への分配を禁止する方向で検討を進める。

#### 適正運営の確保のあり方

公益性を有する活動を行う法人について、その適正な運営が確保されるための方策を検討するに当たっては、(a)公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保、(b)法人の組織・運営が適正であるか否かの判断に資する透明性の確保、(c)現行の主務官庁制の下での指導監督の手法を離れ、法人の適正運営の確保を担保する手段の必要性、といった視点を踏まえる必要がある。

- (a) 自律性の確保については、非営利法人が公益性を有する場合は、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保することにより、適正運営を図る必要がある。こうした観点から、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方等について、さらに検討を進める。
- (b) また、透明性の確保については、情報開示を充実し、利害関係者に対する情報開示にとどまらず、いわゆる社会監視の考え方により、適正運営を図ることの必要性について、プライバシーの保護に留意しつつ、議論を深める。その際、情報開示の開示対象、開示内容及び開示方法のあり方を含めた検討を行う。
- (c) さらに、ガバナンスの強化や、情報開示の充実によっても、なお法人の不適正な運営が生じる可能性があることから、こうした事態に適切に対処するため、現行の主務官庁による指導監督に代わる、実効性のある事後チェックの手段が必要であり、そのあり方について、外部監査等の必要性と併せ、さらに検討を行う。

今後、上記(a)～(c)の検討に当たっては、判断要件のあり方と同様、公益性に係る特別の取扱いの効果や判断主体のあり方等を念頭に置きつつ、現行の関連法制等や公益法人等の実態を踏まえることが必要である。その際、法人や事業の規模に配慮する必要性についても検討を行う。

今後、本年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化すると「基本方針」のスケジュールに沿って、当会議は、現行の公益法人等の実態を踏まえつつ、引き続き検討を進めていく。なお、現行の公益法人から新たな非営利法人等への移行等のあり方については、この中間整理を踏まえた今後の検討の進捗に応じ、新たな制度の姿がより具体化した段階で本格的に検討を進め、現行の中間法人制度・NPO 法人制度との法制上の関係も整理することとする。



## 公益法人・公益信託一覧表

平成16年8月1日現在

## 知事部局所管公益法人一覧表

### 所管部 総務局

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県職員互助会	津市広明町13番地 059-224-2803	S47. 6. 30	理事長 土橋 伸好
(財) 三重県友の会	津市広明町13番地 059-224-3937	H7. 4. 3	理事長 中林 博
(財) 三重県自由民主党会館	津市桜橋2丁目118 059-225-7251	S56. 5. 1	理事長 田村 憲久
(社) 神宮環境振興会	四日市市西町7番7号北畠ビル 0593-50-3917	S61. 1. 27	会長 田中 勲

### 所管部 防災危機管理局

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369番地2 059-227-6238	S35. 10. 12	会長 石井 博之
(財) 三重県消防設備保守協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8726	S56. 1. 16	理事長 矢野 正剛
(社) 三重県危険物安全協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8378	H2. 7. 1	会長 小野 精二

### 所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県勤労者信用基金協会	津市栄町1丁目891三重県合同ビル内 059-227-7813	S44. 10. 28	理事長 中居 信明
(財) 三重県労働福祉協会	津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 059-225-2800	S48. 5. 14	理事長 田中 和道
(社) 伊勢志摩労働者福祉協議会	伊勢市吹上1丁目11-31 0596-24-8117	S55. 11. 7	理事長 中村 勉
(財) 松阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	松阪市上川町212番地の1 0598-29-6510	H3. 11. 1	理事長 下村 猛
(社) 中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンター	津市島崎町146番地6 059-222-1500	H14. 4. 1	理事長 近藤 康雄
(財) 三重県勤労者ゆとり創造基金協会	津市栄町1丁目891 059-229-8020	H4. 5. 11	理事長 小野 敬
(財) 三重県地方自治労働文化センター	津市栄町2丁目361 059-227-3295	H9. 12. 22	理事長 平松 一美
(社) 伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター	伊勢市八日市場町13-13 0596-20-1177	H10. 11. 30	理事長 加藤 光徳
(社) 四日市市シルバー人材センター	四日市市十七軒町9-10 0593-54-3670	S55. 11. 11	理事長 小畑 廣次

所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 鈴鹿市シルバー人材センター	鈴鹿市神戸8丁目9-22 0593-82-6092	S58. 7. 29	理事長 高野 利光
(社) 津市シルバー人材センター	津市三重町津興433-125 059-224-4123	S59. 12. 15	理事長 杉本 象次郎
(社) 名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79 0595-63-6800	S63. 10. 11	理事長 中山 三郎
(社) 松阪市シルバー人材センター	松阪市魚町1658-3 0598-26-0523	S63. 11. 18	理事長 藤田 昌三
(社) 伊勢市シルバー人材センター	伊勢市勢田町628-3 0596-23-6915	H1. 4. 1	理事長 森 幸生
(社) 桑名市シルバー人材センター	桑名市吉之丸11番地 0594-22-0468	H1. 11. 8	理事長 伊藤 正巳
(社) 上野市シルバー人材センター	上野市丸之内116 0595-24-5800	H3. 6. 18	理事長 岡山 踵
(社) 久居市シルバー人材センター	久居市東鷹跡町26-1 059-256-2208	H7. 10. 18	理事長 川本 敬信
(社) 亀山市シルバー人材センター	亀山市若山町7-1 0595-82-8512	H8. 6. 12	理事長 前田 天輔
(社) 三重県シルバー人材センター連合会	津市島崎町3番地1 059-221-6161	H9. 4. 17	会長 小畑 廣次
(社) 東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字山田1600番地 0594-76-2235	H9. 6. 5	理事長 高田 貞夫
(社) 阿児町シルバー人材センター	志摩町阿児町鶴方2014-5 0599-44-5288	H11. 4. 1	理事長 出口 武生
(社) 鳥羽市シルバー人材センター	鳥羽市大明東町2-5 0599-25-7341	H14. 4. 9	理事長 西村 文彦
(社) いなべ市シルバー人材センター	いなべ市大安町平塚535 0594-88-1500	H15. 12. 1	理事長 片岡 一起
(社) 三重県技能士会	津市栄町1丁目954 059-222-3145	H1. 3. 31	会長 村田 義行
(財) 四日市港湾福利厚生協会	四日市市千歳町6番地 0593-53-5226	S18. 12. 15	理事長 鍋田 雅久
(社) 三重県ダンプカー協会	津市桜橋2-177-2 059-224-0715	S53. 6. 28	会長 宮本 武蔵
(財) 伊勢文化会議所	伊勢市宇治浦田2丁目5番3号 0596-24-8707	S59. 11. 24	理事長 浜田 益嗣
(財) 三銀ふるさと文化財団	松阪市京町510番地 0598-23-1111	H2. 1. 26	理事長 谷川 憲三

所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 四日市市文化振興財団	四日市市安島町2丁目5番3号 0593-54-4501	S57. 1. 19	理事長 山本 雅昭
(財) 波瀬文化会館	一志郡一志町波瀬2231番地の2 059-294-7004	S36. 12. 27	理事長 西谷 祇賢
(財) 白鵬青年文化協会	上野市車坂町578番地の2 0595-21-4981	S40. 5. 26	会長 片岡 又一郎
(財) 尾鷲文化振興会	尾鷲市瀬木山町7番1号 0597-23-3000	H3. 10. 28	理事長 伊藤 充久
(財) 鈴鹿市文化振興事業団	鈴鹿市飯野寺家町810番地 0593-84-7000	H9. 4. 1	理事長 加藤 栄
(社) 東員町文化協会	員弁郡東員町山田1700番地 0594-76-8899	H14. 7. 15	会長 三浦 信一
(財) 三重県文化振興事業団	津市一身田上津部田1234 059-233-1103	H4. 3. 25	理事長 武村 泰男
(社) 三重県専修学校協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-229-4070	S39. 12. 10	会長 伊藤 明
(財) 三重県私立学校教職員退職基金財団	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-225-5171	S43. 5. 17	理事長 宗村 南男
(社) 三重県私学振興会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-225-7371	S44. 9. 17	理事長 梅村 光弘
(社) 三重県各種学校総連合会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-2304	S46. 4. 21	会長 松本 高一
(社) 三重県私立幼稚園協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-3004	S51. 9. 14	会長 大川 吉崇
(財) 三愛教育振興会	名賀郡青山町別府690 0595-52-0327	H2. 3. 22	理事長 小山 洋
(財) 三重県国際交流財団	津市羽所町700アスト津3F 059-223-5006	H3. 5. 15	理事長 豊田 長康
(財) 四日市国際交流協会	四日市市諏訪町1番5号 0593-53-9955	H3. 6. 18	理事長 井上 哲夫
(財) 鈴鹿国際交流協会	鈴鹿市神戸1丁目1-1 0593-83-0724	H5. 6. 1	理事長 川岸 光男

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 津地区医師会	津市島崎町97-1 059-227-1775	S22. 11. 13	会長 吉田 壽
(社) 久居一志地区医師会	久居市本町1400-2 059-255-3155	S22. 11. 13	会長 小淵 欽哉
(社) 松阪地区医師会	松阪市白粉町363 0598-21-0327	S22. 11. 13	会長 岩佐 敏秋
(社) 三重県歯科医師会	津市桜橋二丁目120-2 059-227-6488	S22. 11. 14	会長 峰 正博
(社) 志摩医師会	志摩郡阿児町鶉方2548-2 0599-44-0176	S22. 11. 14	会長 中村 康一
(社) 亀山医師会	亀山市本町二丁目6-19 0595-82-9509	S22. 11. 18	会長 谷口 洋三
(社) 三重県医師会	津市桜橋二丁目191-4 059-228-3822	S22. 11. 23	会長 山本 器
(社) 桑名医師会	桑名市大字本願寺字市之縄262-1 0594-22-8173	S22. 11. 23	会長 新山 宏二
(社) 四日市医師会	四日市市西新地14-20 0593-52-9117	S22. 11. 23	会長 鳥井 孝雄
(社) 員弁郡医師会	いなべ市北勢町阿下喜2062-1 0594-72-2013	S22. 11. 27	会長 齋藤 紀雄
(社) 伊勢市医師会	伊勢市勢田町628-10 0596-28-2476	S22. 12. 3	会長 由井 誠一郎
(社) 紀北医師会	尾鷲市上野町5-25 0597-22-2857	S22. 12. 3	会長 加藤 憲司
(社) 紀南医師会	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750 05979-3-1211	S22. 12. 3	会長 山本 訓生
(社) 阿山医師会	上野市四十九町1929-42 0595-23-5550	S22. 12. 8	会長 大西 哲
(社) 度会郡医師会	度会郡御菌村大字高向810 0596-28-0947	S22. 11. 21	会長 国吉 幹夫
(社) 名賀医師会	名張市朝日町1361-4 0595-64-2321	S22. 12. 25	会長 釜本 善之
(社) 鈴鹿市医師会	鈴鹿市西条五丁目118-4 0593-82-3061	S22. 12. 27	会長 坂本 哲夫
(社) 三重県薬剤師会	津市島崎町312-1 059-228-5995	S24. 11. 15	会長 上村 武
(社) 三重県鍼灸マッサージ師会	鈴鹿市岡田三丁目1-5ロイヤルハイヴ202 0593-78-8902	S29. 8. 10	会長 佐藤 章男

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 四日市歯科医師会	四日市市本町9-12 0593-54-8512	S37. 6. 25	会長 菊池 元彦
(社) 三重県食品衛生協会	津市桜橋二丁目134 059-223-6765	S39. 7. 22	会長 蒔田 誠昭
(社) 三重県調理師連合会	津市桜橋二丁目134 059-223-6761	S39. 12. 10	会長 山路 啓雄
(社) 三重県柔道整復師会	津市乙部2086 059-222-3832	S43. 10. 11	会長 伊藤 和夫
(社) 四日市理容師会	四日市市中町2-6 0593-97-2282	S46. 8. 31	会長 坂倉 実
(社) 三重県病院協会	津市羽所町514 059-223-2744	S47. 10. 25	理事長 前田 太郎
(社) 三重断酒新生会	津市大字藤方字上り坂218 059-225-6429	S49. 12. 24	会長 加藤 功
(社) 三重県看護協会	津市観音寺町字東浦457-3 059-225-1010	S52. 2. 19	会長 山口 直美
(社) 伊勢市歯科医師会	伊勢市八日市場町13-1 0596-24-1904	S54. 9. 13	会長 藤田 導
(社) 三重県放射線技師会	津市栄町三丁目269 059-225-1491	S55. 5. 6	会長 西村 広一
(社) 三重県鍼灸師会	四日市市京町5-11 0593-33-0790	S56. 4. 4	会長 仲野 弥和
(社) 三重県薬種商協会	津市島崎町312-1 059-224-1180	S56. 5. 14	会長 友田 康夫
(社) 三重県歯科技工士会	津市広明町345 059-226-3273	S58. 2. 17	会長 小西 啓造
(社) 三重県栄養士会	津市柳山津興655-12 059-224-4519	S59. 4. 7	会長 長谷 圓吉
(社) 三重県臨床検査技師会	津市江戸橋一丁目112-1 共和マンション1階109号 059-231-1818	S60. 3. 25	会長 中垣 茂男
(社) 津・安芸歯科医師会	津市栄町二丁目365 059-225-1304	H3. 2. 1	会長 橋本 敏
(社) 鈴鹿歯科医師会	鈴鹿市西条五丁目118-5 0593-82-9431	H3. 12. 6	会長 山口 俊彦
(社) 四日市薬剤師会	四日市市蔵町1-14 0593-54-8440	H5. 6. 18	会長 小川 哲男
(社) 松阪地区歯科医師会	松阪市春日町一丁目8 0598-26-4803	H7. 3. 1	会長 吉田 昌夫

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 松阪地区薬剤師会	松阪市殿町1580-1 0598-22-2356	H7. 4. 3	会長 長島 喜久雄
(社) 鈴鹿地区薬剤師会	鈴鹿市安塚町字西山638-21 0593-81-2233	H11. 4. 2	会長 吉田 真澄
(社) 伊賀薬剤師会	上野市四十九町字風呂谷831-4 0595-26-7270	H15. 10. 1	会長 中山 英起
(社) 三重県善意銀行	津市桜橋二丁目131 059-227-5145	S40. 12. 16	会長 森 伸生
(社) 三重県身体障害者福祉連合会	津市一身田大古曾670-2 059-232-6803	S54. 9. 10	会長 山本 征雄
(社) 三重県聴覚障害者協会	津市桜橋二丁目131 059-229-8540	H3. 4. 1	会長 大屋 隆
(財) 伊勢市霊園公社	伊勢市岩渕一丁目7-29 0596-23-1111	S48. 11. 2	理事長 加藤 光徳
(財) 三翠会	津市江戸橋二丁目174 059-232-0510	S50. 11. 12	理事長 村田 睦男
(財) 三重県小動物施設管理公社	久居市森町字中大谷2438-2 059-256-4168	S51. 10. 1	理事長 本多 隆志
(財) 三重県角膜・腎臓バンク協会	津市広明町13 059-224-2333	S53. 5. 11	理事長 山本 器
(財) 峯ヶ城精神文化育楽会	亀山市川崎町2870 05958-5-0252	S53. 8. 12	会長 近藤 克家
(財) 食品分析開発センターSUNATEC	四日市市赤堀二丁目3-29 0593-54-1552	S54. 8. 21	理事長 前野 勝佑
(財) 三重県生活衛生営業指導センター	津市広明町345-5 059-225-4181	S56. 8. 24	理事長 小林 賢司
(財) 三重県救急医療情報センター	津市桜橋二丁目191 059-227-3799	S57. 10. 1	理事長 山本 器
(財) 三重県医療科学振興会	鈴鹿市岸岡町1001-8 0593-82-9775	S58. 11. 1	理事長 中村 實
(財) 公人の丘墓地	阿山郡伊賀町大字川東555 0595-45-5550	H3. 12. 13	理事長 北大路 順信
(財) 三重医学研究振興会	津市栗真中山町下沢79-5 059-232-3001	H5. 11. 10	理事長 吉田 壽
(財) 三重県健康管理事業センター	津市観音寺町字東浦446-60 059-228-4502	H9. 4. 1	理事長 山本 器
(財) 三重保育院	津市柳山津興3310 059-228-4406	T7. 3. 13	総理 玉置さよ子

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県母子寡婦福祉連合会	津市桜橋二丁目131 059-228-6298	S36. 7. 25	会長 山口 ふさ
(財) 三重県傷痍軍人会	津市桜橋二丁目134 059-228-9337	S37. 3. 14	会長 鈴木 義雄
(財) 三重県社会福祉事業職員共済会	津市桜橋二丁目131 059-226-1130	S40. 3. 9	理事長 高山 宗學
(財) 三重県老人福祉休養施設管理センター	津市桜橋二丁目131 059-227-5691	S40. 9. 29	理事長 土井 八郎兵衛
(財) 三重県婦人同志会	津市桜橋二丁目131 059-228-2017	S41. 8. 22	理事長 浅井 美津子
(財) 三重県老人クラブ連合会	津市桜橋二丁目131 059-227-1621	S43. 11. 28	会長 黒田 信義
(財) 三重県知的障害者育成会	津市阿漕町津興205-2 059-225-3930	S47. 5. 27	理事長 高鶴 かほる
(財) 三重県遺族会	津市広明町367 059-225-2073	S52. 2. 21	会長 齋藤 十朗
(財) 三重ボランティア基金	津市桜橋二丁目131 059-227-9994	S57. 6. 1	理事長 野呂 昭彦
(財) 岡三加藤文化振興財団	津市中河原454-1 059-223-1513	S63. 4. 4	理事長 加藤 精一
(財) 三重子どもわかもの育成財団	松阪市立野町1291 0598-23-7735	H元. 2. 1	理事長 竹林 武一
(財) 吉田福祉基金	多気郡多気町大字三疋田5 05983-8-3122	H7. 6. 8	理事長 吉田 逸郎
(財) くわしん福祉文化協力基金	桑名市大央町20 0594-24-2558	H8. 1. 22	理事長 木村 功
(財) 三重キリスト教青年会	四日市市西新地13-13 0593-53-3741	S58. 4. 1	理事長 塚本 浩巳



所管部 環境森林部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県環境保全事業団	安芸郡河芸町大字上野3258 059-245-7505	S52. 9. 1	理事長 濱田 直毅
(社) 三重県水道協会	津市桜橋2-134 059-224-6673	S63. 9. 2	会長 服部 忠行
(社) 三重県水質保全協会	津市栄町3-130 059-226-2058	S60. 6. 14	会長 大塚 清次
(社) 三重県ビルメンテナンス協会	津市丸之内24-16 059-225-6898	S59. 8. 1	会長 赤塚 高之
(社) 三重県産業廃棄物協会	四日市市鶴の森1丁目2-19 マルキビル5F 0593-51-8488	H4. 1. 24	会長 木村 亮一
(財) 三重県廃棄物処理公社	津市大字殿村5津市水道局2F 059-237-4776	S50. 11. 29	理事長 近藤 康雄
(財) 伊勢志摩国立公園協会	鳥羽市鳥羽1-2383-22 0599-25-2358	S22. 8. 7	会長 木田 久主一
(社) 大杉谷登山センター	多気郡宮川村大杉140-40 05987-8-3338	S57. 12. 1	会長 井藤 久志
(社) 三重県猟友会	津市桜橋1-104 059-228-0923	S39. 11. 11	会長 仲森 廣光
(社) 三重県緑化推進協会	津市桜橋1-104 059-224-9100	S60. 10. 2	会長 川喜田 久
(社) 三重県森林協会	津市桜橋1-104 059-228-0924	S52. 9. 1	会長 柏木 廣文
(財) 一志町ふれあいの森林狼谷協会	一志郡一志町大字田尻595-13 059-293-5000	H1. 1. 20	理事長 寺田 治
(財) 奥伊勢振興公社	度会郡大宮町大字滝原870-37 Tel.05988-6-3229	H5. 3. 25	理事長 柏木 廣文
(財) 尾鷲みどりの協会	尾鷲市大字南浦新田奥大台櫃1831 05972-3-1711	H8. 3. 27	理事長 土井 八郎兵衛
(財) 賀田山林協会	尾鷲市賀田町526-1 05972-7-2650	S40. 5. 11	理事長 榎本 登志彦
(財) ほくせいふれあい財団	いなべ市北勢町大字新町614 0594-72-8300	H15. 2. 19	理事長 日沖 靖

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 桑名青年会議所	桑名市中央町3丁目20 0594-22-8721	S49. 12. 2	理事長 加藤 勝士
(社) 四日市青年会議所	四日市市諏訪町2-5 0593-51-2544	S51. 12. 4	理事長 馬瀬 勝也
(社) 鈴鹿青年会議所	鈴鹿市末広町6-9 0593-82-6288	S46. 11. 19	理事長 阿部 雅登
(社) 亀山青年会議所	亀山市東御幸町39-8 0595-83-0881	S37. 7. 15	理事長 大森 文男
(社) 津青年会議所	津市丸之内29-14 059-227-3806	S52. 11. 30	理事長 川村 暁洋
(社) 久居青年会議所	久居市本町1347-1 059-256-0123	S53. 3. 8	理事長 萩 昭裕
(社) 松阪青年会議所	松阪市若葉町161-2 0598-51-8783	S50. 10. 3	理事長 村井 浩一
(社) 伊勢青年会議所	伊勢市一之木2-3-11 0596-28-9687	S49. 11. 7	理事長 米山 均
(社) 鳥羽青年会議所	鳥羽市大明東町1-7 0599-25-4736	S49. 6. 18	理事長 木村 良
(社) 上野青年会議所	上野市丸之内37-2 0595-23-0943	S53. 3. 7	理事長 森下 信之
(社) 名張青年会議所	名張市南町822-2 0595-63-1616	S49. 12. 3	理事長 井内 孝太郎
(社) 尾鷲青年会議所	尾鷲市朝日町14-45 0597-22-3539	S54. 12. 22	理事長 東 貴雄
(社) 熊野青年会議所	熊野市木本町171 0597-89-3435	S58. 8. 25	理事長 中村 聖史
(財) 三重ビクターズ推進機構	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 0596-22-7700	S45. 5. 1	理事長 野呂 昭彦
(社) 伊勢市観光協会	伊勢市本町14-6 0596-28-3705	H4. 4. 14	会長 坂田 巧
(社) 伊賀上野観光協会	上野市丸之内122-4 0595-26-7788	H13. 6. 29	会長 廣澤 浩一
(社) 三重県獣医師会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-226-3215	S24. 6. 23	会長 三野 營治郎
(社) 三重県畜産協会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-213-7512	S31. 1. 30	会長理事 若菜 政次
(社) 三重県配合飼料価格安定基金協会	津市栄町2丁目211鈴木ビル内 059-225-4526	S50. 6. 6	理事長 野島 照行

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 三重県青果物価格安定基金協会	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9124	S46. 2. 14	会長理事 若菜 政次
(社) 三重県農協会館	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9225	S37. 12. 28	理事長 飯田 昂
(社) 四日市農協会館	四日市市浜田町4-20 0593-51-3284	S46. 4. 5	理事長 寺尾 正
(社) 三重県農協信用保証センター	津市広明町122-1 059-229-9055	S50. 6. 23	会長理事 辻村 好正
(社) 三重県農林漁業団体能力活用協会	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9218	S60. 7. 5	会長 若菜 政次
(社) 三重県植物防疫協会	一志郡嬉野町川北530 0598-42-4349	H6. 8. 23	会長 西場 信行
(社) 大山田農林業公社	阿山郡大山田村大字平田103 0595-47-0151	H7. 2. 24	会長 福岡 達雄
(財) 三重県農林水産支援センター	久居市明神町2501-1 059-259-0850	S36. 5. 18	理事長 野呂 昭彦
(財) 東海水産科学協会	鳥羽市浦村町大吉1731-68 0599-32-6006	S28. 3. 26	理事長 水谷 皓一
(財) 三重県漁業協同組合合併対策基金	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-6250	S44. 3. 31	理事長 三谷 勝次
(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1205	S46. 3. 29	理事長 三谷 勝次
(財) 三重県漁業操業安全協会	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1205	S48. 12. 27	理事長 宮原 九一
(財) 三重県水産振興事業団	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1291	S53. 9. 30	理事長 三谷 勝次
(財) 紀和町ふるさと公社	南牟婁郡紀和町板屋78 05979-7-0640	H5. 4. 1	理事長 下川 勝三
(財) 紀和町観光開発公社	南牟婁郡紀和町小川口158 05979-7-1180	S59. 11. 9	理事長 下川 勝三
(財) 三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル内 059-228-3321	S42. 8. 31	会長 奥田 碩
(社) 三重県サッシ協会	津市栄町1丁目892番地 059-228-9551	S59. 12. 14	会長 村木 正二
(財) 日本万国博オーストラリア記念館	四日市市大字羽津甲5169 0593-32-2357	S46. 3. 17	理事長 藤島 昇
(財) 伊勢伝統工芸保存協会	伊勢市岩淵1丁目7-17 0596-28-1551	S50. 2. 10	会長 牧戸 福嗣

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市安島1丁目3-18 0593-53-8100	S60. 10. 28	理事長 井上 哲夫
(財) 霞ヶ浦振興公社	四日市市大字羽津甲5162-1 0593-31-5337	H5. 3. 23	理事長 藤島 昇
(財) 松阪スポーツ振興研修センター	松阪市春日町3-1 0598-26-3000	H3. 7. 22	理事長 下村 猛
(社) 三重県貸金業協会	津市広明町352-4 (株) 新六屋一ビル2階 059-226-9777	S48. 7. 28	会長 瀬戸 新作

所管部 地域振興部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(財) 三重県市町村職員互助会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S52. 4. 1	理事長 服部 忠行
(財) 三重県市町村振興協会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S54. 4. 1	理事長 服部 忠行
(財) 尾鷲市開発公社	尾鷲市中央町10番43号 0597-23-8142	S37. 1. 1	理事長 伊藤允久
(財) 桑名市開発公社	桑名市中央町2-37 0594-24-1129	S38. 1. 1	理事長 水谷 元
(財) 鳥羽市開発公社	鳥羽市浦村町字春尻826番地 0599-32-2015	S40. 8. 31	理事長 井村 均
(財) 海山町開発公社	北牟婁郡海山町大字相賀495-8 0597-32-1111	S45. 5. 12	理事長 塩谷 龍生
(財) 菰野町開発公社	菰野町大字潤田1250 0593-91-1110	S48. 3. 20	理事長 服部 忠行
(財) 鈴鹿市事業管理公社	鈴鹿市桜島町七丁目1番地の1 0593-84-0050	S58. 4. 1	理事長 一見 奉雄
(社) 三重県情報通信基盤整備協会	津市淡見町字小谷693-1 059-226-1133	H3. 9. 24	理事長 山上 正高
(社) 三重県不動産鑑定士協会	津市万町津203 059-229-3671	H9. 6. 2	会長 丸山 喜平
(財) ベルファーム	松阪市伊勢寺町551番地3 0598-63-0050	H16. 2. 24	理事長 松田 敬八

所管部 県土整備部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名
(社) 三重県建設業協会	津市桜橋2丁目177-2 059-224-4116	S36. 3. 31	会長 田村 憲司
(社) 三重県建築士会	津市桜橋2丁目177-2建設産業会館3階 059-226-0109	S36. 5. 24	会長 奥井 明男
(社) 三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町1丁目6-1 059-227-5018	S42. 9. 23	会長 山村 賢司
(財) 三重県建設技術センター	津市島崎町56 059-229-5603	S44. 4. 1	理事長 桑名 都義
(社) 三重県測量設計業協会	津市栗真中山町字小八丁子158-1 059-232-1672	S45. 9. 21	会長 勝真 宏
(社) 三重県管工事工業協会	津市高洲町13-34 059-228-6130	S50. 3. 17	理事長 藤原 和夫
(社) 三重県造園建設業協会	津市桜橋2丁目177-2建設産業会館3階 059-225-4646	S50. 6. 28	会長 足尾 春生
(社) 三重電業協会	四日市市元新町4-7 0593-53-7065	S51. 5. 1	会長 三輪 和豊
(社) 三重県建築士事務所協会	津市桜橋1丁目649 農業共済会館1階 059-226-4416	S58. 4. 1	会長 山本 覺蔵
(社) 三重県建設塗装業協会	津市上浜町4丁目24 059-225-4505	S60. 10. 22	会長 草川 俊一
(財) 三重県下水道公社	三重郡川越町大字亀崎新田80-2 0593-65-3181	S62. 7. 1	理事長 田中 植
(財) 四日市市都市整備公社	四日市市本町9-8 本町プラザ6階 0593-54-8328	H3. 4. 30	理事長 藤島 昇

## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の所在地	設 立 年月日	代表者 職名・氏名
財	靄溪奨学会	鳥羽市 鳥羽1-10-45	昭19. 3. 10	理事長 門野 雄吉
社	赤滝報徳社	多気郡宮川村 大字清滝164	昭30. 2. 22	理事社長 小掠 昭男
財	アテネ会館	桑名市 大字桑名 字棚田286-1	昭41. 12. 27	理事長 内藤 恵介
社	天ヶ瀬報徳社	多気郡宮川村 天ヶ瀬132	昭30. 2. 22	理事社長 岡本 惺
財	伊賀文化産業協会	上野市 丸之内106	昭11. 8. 8	会長理事 今岡 睦之
財	伊勢市民俗行事保存会	伊勢市 岩淵1丁目7-17	昭49. 4. 1	理事長 奥野 勇
社	伊勢神宮カケチカラ会	伊勢市 宇治浦田2-2-6	昭26. 6. 30	会長 藤波 俊也
財	伊勢湾海洋スポーツセンター	津市 津興港中道北官370	昭45. 9. 17	理事長 近藤 康雄
財	上野市文化都市協会	上野市 小田町467	平9. 5. 19	理事長 今岡 睦之
社	江馬報徳社	多気郡宮川村 江馬414-1	昭30. 2. 22	理事社長 鳥本 朔生
財	大井松華会	鈴鹿市 白子本町8-18	昭20. 10. 12	会長 大井 好定
財	大内山塾	度会郡大内山村 1115	昭59. 4. 1	理事長 小倉 文也
財	岡田文化財団	四日市市 鶴の森1-4-3	昭55. 2. 8	理事長 岡田 卓也
財	覺真教育振興財団	伊勢市 本町7-3	平3. 8. 5	理事長 覺田 嘉榮
社	上真手報徳社	多気郡宮川村 上真手	昭30. 2. 22	理事社長 中屋 幸信
社	亀山古武道保存振興会	亀山市 東町1-8-26	昭60. 10. 30	理事長 小林 正郎
財	亀山市地域社会振興会	亀山市 野村町2-5-1	昭51. 9. 28	理事長 職務代行者 笹山 霞
財	粥見教育振興会	飯南郡飯南町 大字粥見3950	昭35. 9. 27	理事長 山本 亮二

社	川北報徳共同社	一志郡嬉野町 字川北1364	明44.5.20	理事社長 鈴木 純一
財	ぎょれん育英会	津市 広明町323-1	昭46.3.27	理事長 三谷 勝次
財	国史跡齋宮跡保存協会	多気郡明和町 馬之上945	平1.7.1	理事長 木戸口 眞澄
社	熊内報徳社	多気郡宮川村 熊内159	昭30.2.22	理事社長 岡村 峰男
社	栗谷報徳社	多気郡宮川村 栗谷211	昭30.2.22	理事社長 前田 節生
財	くわしん福祉文化協力基金	桑名市 大央町20番地	平8.1.22	理事長 木村 功
財	桑名市文化・スポーツ振興公社	桑名市 中央町三丁目 20番地	平6.4.1	理事長 水谷 元
社	小切畑報徳社	多気郡宮川村 小切畑389	昭30.2.22	理事社長 水谷 義文
財	古和浦公民館	度会郡南島町 古和浦147-22	昭23.6.30	理事長 上村 辰也
社	神津佐報徳社	度会郡南勢町 神津佐515番地	明43.2.18	理事長 向井 正和
財	三銀熊野育英会	熊野市 木本町475	昭43.2.23	理事長 谷川 憲三
財	三泗教育会館	四日市市 西伊倉町2-8	昭42.3.4	理事長 飯田 実
財	四高会	四日市市 富田4-1-43	昭44.12.27	会長 熊澤 誠一郎
財	泗商学園会	四日市市 尾平町2705	昭32.8.13	理事長 片山 茂則
社	下真手報徳社	多気郡宮川村 下真手435-2	昭30.2.2	理事社長 喜多 良之
社	清水報徳社	多気郡宮川村 清水884	昭30.2.22	理事社長 左近 幸男
財	神武参剣道場	志摩郡磯部町 上之郷上ノ里375-1	昭56.6.29	理事長 山路 啓雄
社	菅木屋報徳社	多気郡宮川村 菅木屋203	昭30.2.22	理事社長 小伊豆 史郎
財	鈴屋遺蹟保存会	松阪市 殿町1536-7	昭17.3.10	理事長 下村 猛
財	石水会館	津市 丸之内9-18	昭5.6.28	理事長 川喜多 貞久

社	藺報徳社	多気郡宮川村 藺390-4	昭30.2.22	理事社長 橋本 和之
財	大得寺維持会	度会郡玉城町 田丸149	大12.2.14	理事 教来石 信雄
財	大日本みそぎ会	伊勢市 岩淵1-2-33	昭14.12.27	理事長 林 敏彦
財	高田青少年育成会	津市 一身田町2819	昭46.9.3	会長 常磐井 猷磨
財	多度青少年会館	桑名郡多度町 多度1681	昭53.7.20	理事長 石川 久大
財	澄懷堂	四日市市 鷓の森1-1-19	昭61.4.8	理事長 森口 隆
財	津市社会教育振興会	津市 大字神戸 字小世古1680-1	昭54.8.25	理事長 松田 義廣
財	津徳本会	津市 大谷町1番地	昭29.3.30	理事長 小妻 道生
社	通町月中会	伊勢市 通町1339	昭46.12.22	理事長 堀口 新左衛門
財	特殊教育振興財団居仁会	四日市市 日永5039	昭54.12.24	理事長 藤田 貞雄
財	鳥羽市武道振興会	鳥羽市 大明東町1-6	昭52.12.22	会長 川村 光徳
社	夏草報徳社	志摩郡磯部町 山原794	明43.1.26	理事社長 羽根 楠也
財	名張市社会教育振興会	名張市 松崎町1325-1	昭56.8.31	理事長 森本 孝子
財	日本カモシカセンター	三重郡菰野町 菰野8504番地	昭48.12.26	理事長 寺尾 武
財	白寿会	三重郡楠町 大字北五味塚1750	昭56.4.24	理事長 倉田 澄子
財	芭蕉翁顕彰会	上野市 丸之内117-13	昭30.10.5	会長 今岡 睦之
社	東大淀報徳社	伊勢市 東大淀町264	大2.1.28	理事社長 山中 久敏
財	戊申相互会	松阪市 駅前田町1427	昭6.4.25	理事長 上森 修
社	本田木屋報徳社	多気郡宮川村 本田木屋116	昭30.2.22	理事社長 小椋 友行
財	前田教育会	上野市 大谷670番地	平1.3.23	理事長 前田 維



財	松阪徳義社	松阪市 殿町1274	明33. 6. 13	理事長 世古 貞雄
財	三重県学校給食会	津市 栄町1-891	昭31. 12. 1	理事長 御村 精治
財	三重県学校保健会	津市 広明町13	昭38. 8. 19	会長 加藤 正彦
財	三重県韓国人教育会	津市 西丸之内24-33	昭57. 4. 9	理事長 李 東翼
財	三重県教育弘済会	津市 桜橋2丁目142	平1. 12. 20	理事長 畑地 晃
財	三重県教育文化会館	津市 桜橋2丁目142	昭39. 6. 24	理事長 前嶋 徳男
財	三重キリスト教青年会	四日市市 西新地13-13	昭58. 4. 1	理事長 塚本 浩巳
社	三重県航空協会	伊勢市 東大淀町750	昭48. 7. 12	会長 岡井 紀道
財	三重県公立学校職員互助会	津市 栄町1-891	昭44. 10. 4	理事長 山口 脩二
財	三重県体育協会	鈴鹿市 御菌町1669	昭46. 2. 12	理事長 谷口繁
財	三重県退職教職員互助会	津市 桜橋2-142	昭48. 2. 2	理事長 前嶋 徳男
財	三重県武道振興会	津市 栗真中山町 一色816-6	昭52. 8. 15	理事長 石井 三好
財	三重県文化振興事業団	津市 一身田 上津部田1234	平4. 3. 25	理事長 武村 泰男
財	三重県立美術館協力会	津市 大谷町11 三重県立美術館内	昭58. 3. 26	理事長 宮原 九一
社	三重県レクリエーション協会	津市 島崎町3-1 三重県島崎会館2階	平16. 3. 31	会長 斎藤 十郎
財	三重同工会	松阪市 殿町1242	昭37. 3. 31	理事長 葛原 定郎
社	茂原報徳社	多気郡宮川村 茂原262	昭30. 2. 22	理事社長 野呂 幸助
財	諸戸育英会	桑名市 桑名663	大7. 12. 19	理事長 諸戸 正和
財	諸戸会	桑名市 太一九18	平14. 3. 14	理事長 諸戸 精孝
財	四日市市学校給食協会	四日市市 昌栄町21-10	昭35. 7. 7	理事長 川北 欣哉

## 公安委員会所管公益法人 一覧表

名	称	主たる事務所の所在地等 (電 話 番 号)	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名・氏 名
財団	三重県警察職員互助会	三重県津市栄町1-100 (059-222-0110)	昭和47年 8月8日	理事長 飯島 久司
社団	三重県防犯協会連合会	三重県津市栄町1-100 (059-225-4333)	昭和61年 2月26日	会 長 水谷 光男
社団	三重県警備業協会	三重県津市栄町1-855 (059-223-1094)	昭和63年 4月30日	会 長 竹内 裕
財団	暴力追放三重県民センター	三重県津市栄町3-222 ソシアビル5F (059-229-2140)	平成4年 3月31日	会 長 野呂 昭彦
財団	三重県交通安全協会	三重県津市栄町1-954 三重県民サービスセンター内 (059-228-9636)	昭和31年 7月4日	会 長 岩見 道生
社団	三重県安全運転管理協議会	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8628)	昭和54年 12月7日	会 長 永井 啓式
社団	三重県自家用自動車協会	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8626)	昭和38年 6月6日	会 長 永井 啓式
社団	三重県指定自動車教習所協会	三重県津市大字垂水2566 (059-223-3030)	昭和59年 6月1日	会 長 倉田 謙文

## 公益信託一覧表

所管	名 称	委託者	受託者	引受許可 年月日	信託目的
生活部	鈴鹿市交通遺児育成援助基金	北川和彦	中央三井信託銀行(株)	平2.6.20	奨学金支給 (就職進学支度金支給)
生活部	四日市市民活動ファンド	四日市NPOひろば 四日市市	中央三井信託銀行(株)	平12.6.29	市民活動育成
教育委員会	ジャスミン高齢者教育振興基金	賀川ヒサ子	U F J 信託銀行(株)	昭60.10.24	教育振興

平成16年度三重県公益法人等年次報告  
平成16年9月発行  
三重県総務司法務・文書室  
〒514-8570 津市広明町13番地  
電話 059-224-2163